

電子申請によりご意見を提出される方は、  
下のQRコードをスマートフォン等で読み取り、  
専用のフォームからご意見をご提出ください。



# 長崎県環境基本計画

## (素案)

令和2年11月



(背表紙)

# 目次

第1章 環境基本計画のめざすもの	1
策定の趣旨	
計画の役割	
計画の期間	
計画の目標	
本県を取り巻く社会経済情勢 -計画全般-	
SDGs の考え方	
地域循環共生圏の考え方	
第2章 本県の環境の現状・課題・施策の方向	11
I 脱炭素社会づくり	12
1 地球温暖化対策（緩和策）の推進	
①温室効果ガスの排出抑制	
②再生可能エネルギーの導入促進	
③温室効果ガスの吸収機能の保全と強化	
2 気候変動適応策の普及促進	
①気候変動（地球温暖化）の影響が予防・軽減された社会づくりの促進	
②脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくりの推進	
II 人と自然が共生する地域づくり	21
1 生物多様性の保全	
①多様な主体による参画	
②生物多様性の保全	
2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用	
①地域振興のための自然資源の活用	
III 循環型社会づくり	27
1 プラスチックごみ対策の推進	
①県、市町における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施	
②不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導	
2 廃棄物の4Rと適正処理の推進	
①ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用の推進	
②排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進	

IV 安全・安心で快適な環境づくり	32
1 大気環境の保全	
①PM2.5 等大気汚染物質対策等の推進	
2 水環境の保全	
①水環境の保全の推進	
②大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善	
③島原半島の地下水の保全	
④汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進	
3 環境保健の推進	
①有害物質に対する健康対策の推進	
②化学物質等の環境リスク対策の推進	
4 快適で美しいまちの保全	
①良好な景観の形成と保全	
環境保全のための共通的取組	42
1 行動と参画・協働の推進	
①持続可能な社会の構築のための環境保全活動の促進や環境教育等の推進	
2 各種施策の基盤となる施策の充実	
①環境配慮の推進	
②調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実	
③公害苦情と公害紛争等の適正処理	
地域循環共生圏の構築に向けた取組	48
第3章 計画の推進	51
計画の推進体制	
県民・事業者の意見の反映	
広域的連携	
PDCAサイクル	
参考資料	略

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32

第 1 章  
環境基本計画の  
めざすもの

**策定の趣旨**

**計画の役割**

**計画の期間**

**計画の目標**

**本県を取り巻く社会経済情勢 -計画全般-**

**SDGs の考え方**

**地域循環共生圏の考え方**

## 策定の趣旨

本県では、長崎県環境基本条例に基づき、平成12年1月に第1次の長崎県環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成16年12月には計画を見直し、本県の特色である閉鎖性水域<sup>※</sup>の環境保全、地球温暖化対策、環境教育について具体的な施策を展開してきました。

その後、平成23年3月に第2次長崎県環境基本計画を、平成28年3月に第3次計画を策定し、低炭素社会<sup>※</sup>の構築に向けた温室効果ガス排出量の低減や地球温暖化<sup>※</sup>の影響の軽減等の対策、人と自然が共生する地域づくりに向けた絶滅危惧種<sup>※</sup>の保護や外来種<sup>※</sup>等の被害対策、里地里山<sup>※</sup>、里海<sup>※</sup>の保全、循環型社会<sup>※</sup>の構築に向けた廃棄物の排出量の低減やリサイクル率の向上、海岸漂着ごみ対策、安全・安心で快適な環境づくりのための光化学オキシダント<sup>※</sup>やPM2.5<sup>※</sup>対策、大村湾や諫早湾干拓調整池<sup>※</sup>の水質改善などの課題に取り組んできました。

第3次計画は平成28年度から令和2年度までの5年間に取り組むべき施策を展開していますが、令和2年度末で計画期間が終了することから、第3次計画のめざすべき環境像や施策の方向性は継承しつつ、持続可能な開発目標(SDGs)の普及など社会経済情勢の変化を踏まえ、新たに「第4次長崎県環境基本計画」を策定しました。

## 計画の役割

この計画は、「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」の推進に関する環境分野の基本計画で、

- 長崎県環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画です。
- 県環境行政のマスタープランとして、県民、事業者及び行政(県及び市町)の各主体が環境保全への取組を実施する際の指針となるものです。
- そのため、各基本目標に対応する個別計画は長崎県環境基本計画を上位計画と位置付け、各基本目標のビジョンを共有してこの計画の最終目標である「めざすべき環境像」の実現を目指します。

## 計画の期間

- この計画は、本県のめざすべき環境像を念頭におき、10年先を見据えながら、今後5年間(令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする)を計画期間として取り組みます。

<sup>※</sup> 閉鎖性水域：湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域で、一般に水質汚濁が進行しやすい

<sup>※</sup> 脱炭素社会：温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会

<sup>※</sup> 地球温暖化：温室効果ガスによって地球が必要以上に温められること

<sup>※</sup> 絶滅危惧種：絶滅の危機にある生物種のこと、現在生存している個体数が減少しており、絶滅のおそれの高い野生生物種

<sup>※</sup> 外来種：もともとその地域に生息・生育していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物(種)

<sup>※</sup> 里地里山：集落とその周辺にある農地・ため池・管理されている山などからなる、人の手が入ることによって生態系のつりあいが保たれている地域。一体的に「里山」と言うこともある

<sup>※</sup> 里海：人手をかけることで、生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸の海域

<sup>※</sup> 循環型社会：廃棄物等の発生が抑制され、有益な廃棄物等は資源として活用され、廃棄物が適正に処理されることによって、環境への負荷を減らす社会

<sup>※</sup> 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質

<sup>※</sup> PM2.5：粒子径が2.5マイクロメートル以下の微粒子

<sup>※</sup> 諫早湾干拓調整池：国営諫早湾干拓事業により、諫早湾の湾奥部が潮受堤防によって締め切られて出来た新しい湖(調整池)

## 計画の目標

### 1 めざすべき環境像

本県の環境の特性を踏まえ、この計画がめざすべき環境像を  
「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めます。

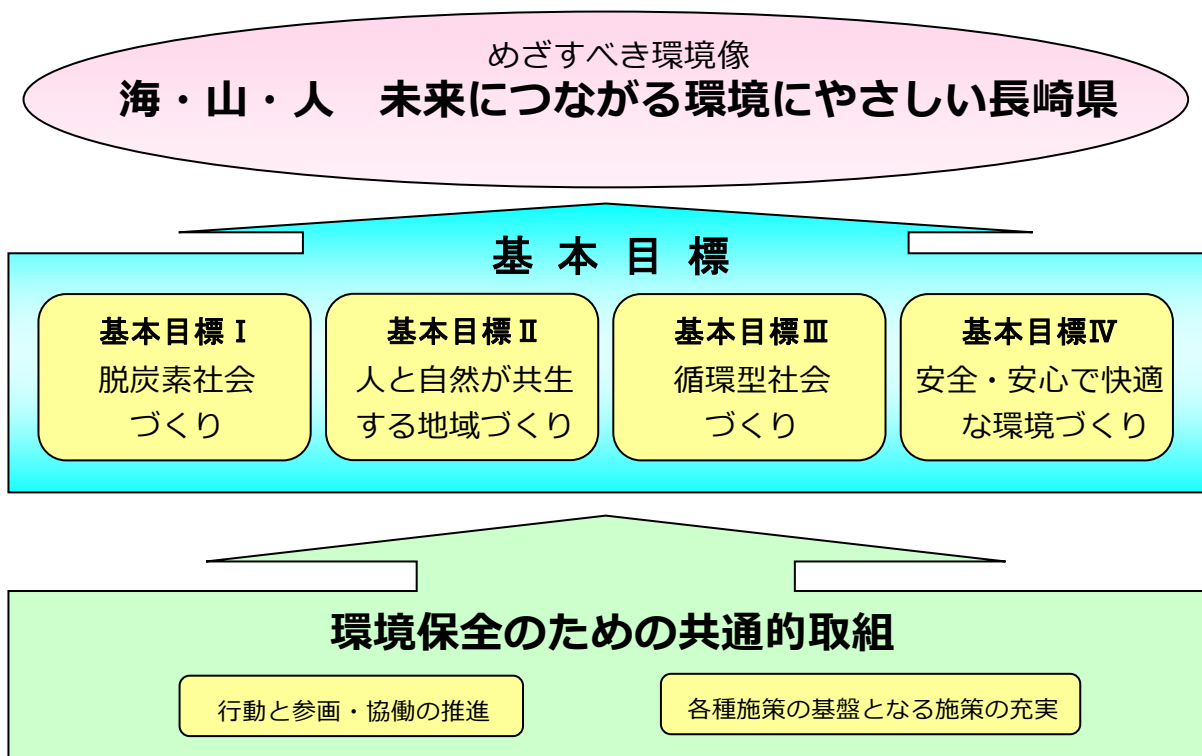
これは、長崎県環境基本条例に掲げる3つの基本理念である、

- ①健全で恵み豊かな環境の保全と将来の世代への継承
- ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくり
- ③地球環境保全の推進

を考慮しつつ、本県が目指すべき環境の方向性を表したものです。

### 2 基本目標

このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標を掲げ、各種施策を展開します。



## 本県を取り巻く社会経済情勢 -計画全般-

本県がめざすべき環境像を実現するため、4つの基本目標ごとに施策を展開します。この章では、基本目標ごとに環境保全に関する施策を体系化し、現状、課題の分析、それに対する施策を示します。

また、4つの基本目標を達成するために共通する施策である「環境保全のための共通的取組」についても、基本目標と同様に体系化を図っています。施策の実施にあたっては、それぞれの項目について可能な限り数値目標を設定し、その達成に努めます。

なお、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、オンラインやリモートの活用が広がることに伴いエネルギー消費量が増減するなど、生活様式や働き方の変革が環境面にも与える影響も踏まえ、感染症対策を進めながら環境対策にもなる取組を引き続き県民一体となって取り組んでいくことが求められます。

### I 脱炭素社会づくり

気候変動<sup>※</sup>に伴い、県内においても異常気象（集中豪雨の頻発化・激甚化、台風の多発化・大型化、猛暑日の増加等）が毎年のように発生し、県民生活や経済活動へ影響を与えています。

### II 人と自然が共生する地域づくり

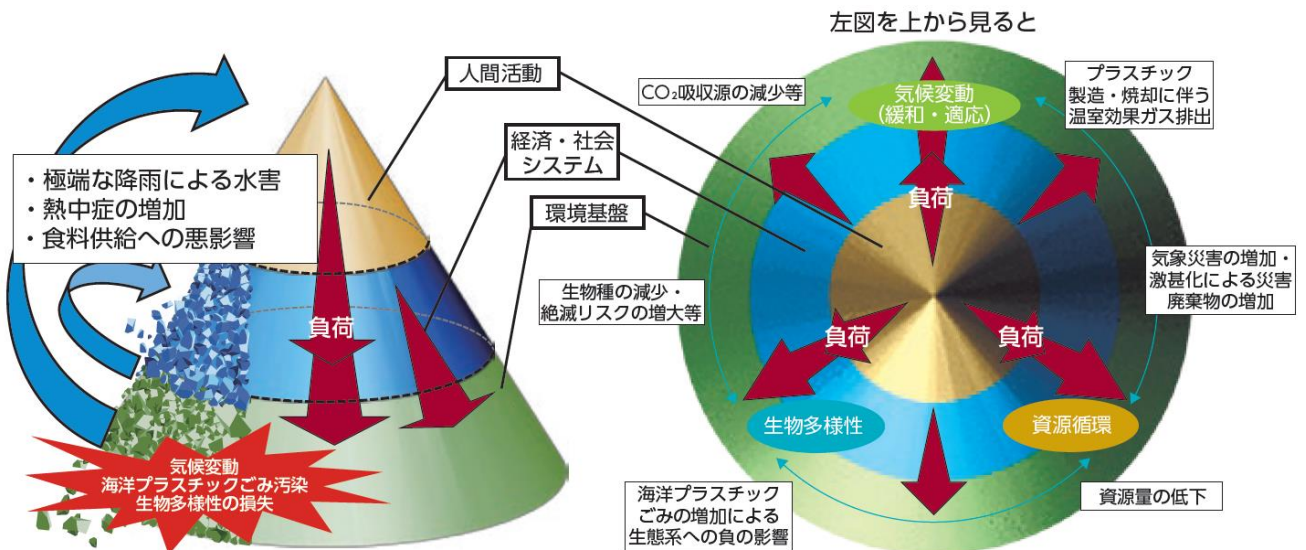
山林の開発や希少野生植物の盗掘、里地里山、里海の衰退、外来生物や増え過ぎた野生鳥獣、地球温暖化といった生物多様性<sup>※</sup>の危機が、生態系サービス<sup>※</sup>の低下を招いています。

### III 循環型社会づくり

廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック<sup>※</sup>等による環境汚染が世界的課題になっています。

### IV 安全・安心で快適な環境づくり

社会情勢の変化に伴う各種環境保全対策への対応強化が求められています。



### 人間活動、社会・経済システム、環境基盤の相互関係イメージ(出典：環境省)

※ 気候変動：年平均気温の上昇や年降水量・海面水温等の変化など、長期的に気候の状態が変動すること

※ 生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある

※ 生態系サービス：人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」がある。

※ 海洋プラスチック：海洋に流出する廃プラスチック類



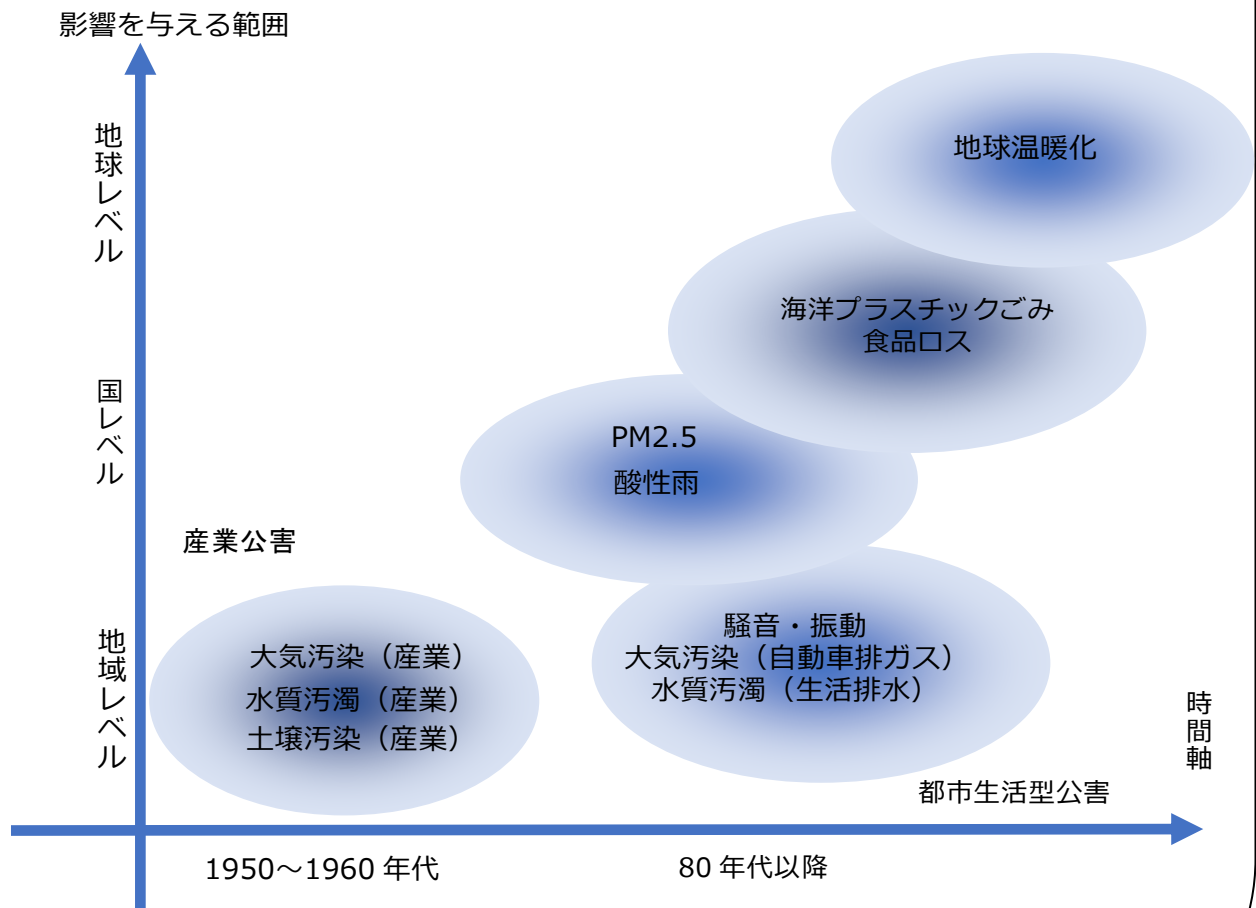
## コラム -環境問題の変遷-

わが国においては、明治期の富国強兵策のもと鉱山開発など重工業の推進が図られ、各地で鉱毒問題等が発生しました。戦後復興期、高度成長期にはいわゆる四大公害病（水俣病、新潟水俣病、四日市ぜん息、イタイイタイ病）が社会問題となり、公害防止に関する条例が制定されはじめ昭和42年（1967年）に公害対策基本法が、昭和45年（1970年）には水質汚濁防止法<sup>※</sup>が制定されるなど、産業公害への対応がなされてきました。

しかし、その後のマイカーブームの到来による排気ガス問題など、都市生活の中での公害問題が深刻になり、自動車の排ガス規制の強化などの対策がとられました。その後、1980年代後半になると地球温暖化問題が深刻化し、特に昨今は気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化がみられるなど、地球規模の課題が顕在化しています。

また、海洋におけるプラスチックごみの問題や食品ロスの問題も新たな課題として顕在化しています。

### 主な環境問題の時間・規模について



<sup>※</sup> 水質汚濁防止法：水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透の規制、生活排水対策の実施を推進する法律で、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている

## SDGs の考え方

2015年（平成27年）の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

<p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>目標1_貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p>	<p><b>目標10_人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>目標2_飢餓をゼロに</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>	<p><b>目標11_住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>目標3_すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p><b>目標12_つくる責任つかう責任</b></p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>目標4_質の高い教育をみんなに</b></p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>	<p><b>目標13_気候変動に具体的な対策を</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>	<p><b>目標5_ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>目標14_海の豊かさを守ろう</b></p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>目標6_安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p><b>15 陸の豊かさも守ろう</b></p>	<p><b>目標15_陸の豊かさも守ろう</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>目標7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> <p>エネルギーへのアクセス：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p>	<p><b>目標16_平和と公正をすべての人に</b></p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>目標8_働きがいも経済成長も</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b></p>	<p><b>目標17_パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>目標9_産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b></p> <p>世界を変えるための17の目標</p>	

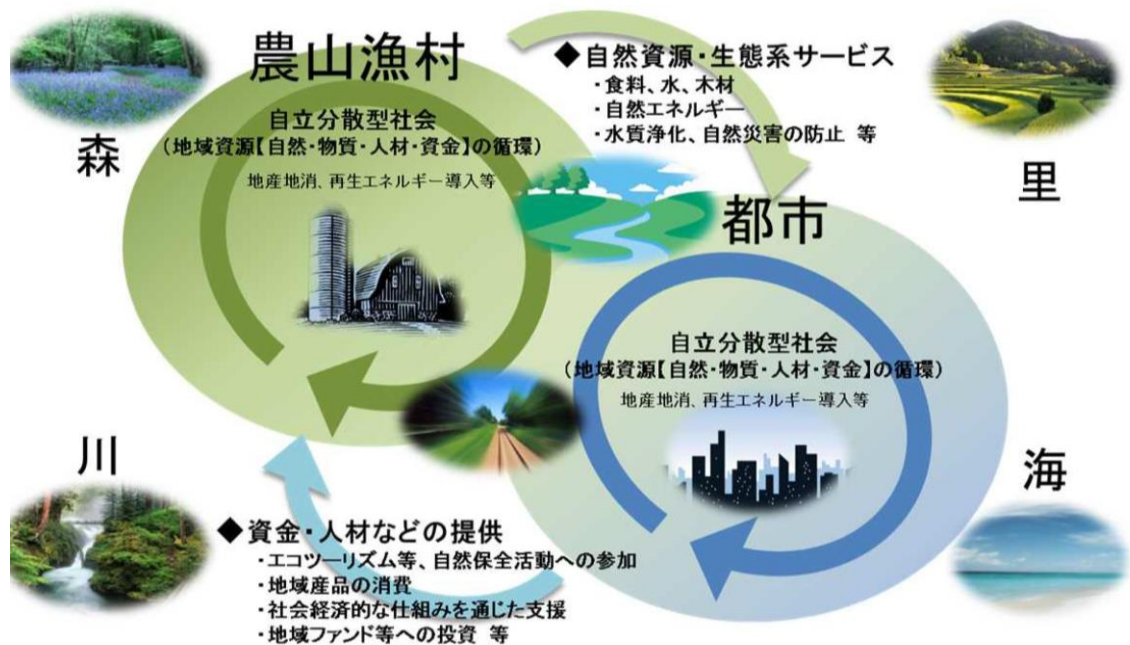
## 地域循環共生圏の考え方

地域循環共生圏とは、国の第五次環境基本計画で提唱された、持続可能な社会構築のための考え方で、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための一つの鍵とされています。地域（農山漁村など）には少子高齢化・人口減少等に起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観など多様な地域資源を有していますが、地方から都市への人口流出は地方の若年人口、生産年齢人口の減少を招き、結果として県内産業の担い手が減少するなど、地域コミュニティの弱体化や地域の環境保全の取組にも影響を与えています。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、それぞれの地域が持続的に発展していく必要があります。各地域がその特性を生かして補完し合いながら、異なる資源を循環させる自立・分散型の社会を形成することで、地域も都市も持続可能となる地域循環共生圏の構築を目指していく必要があります。

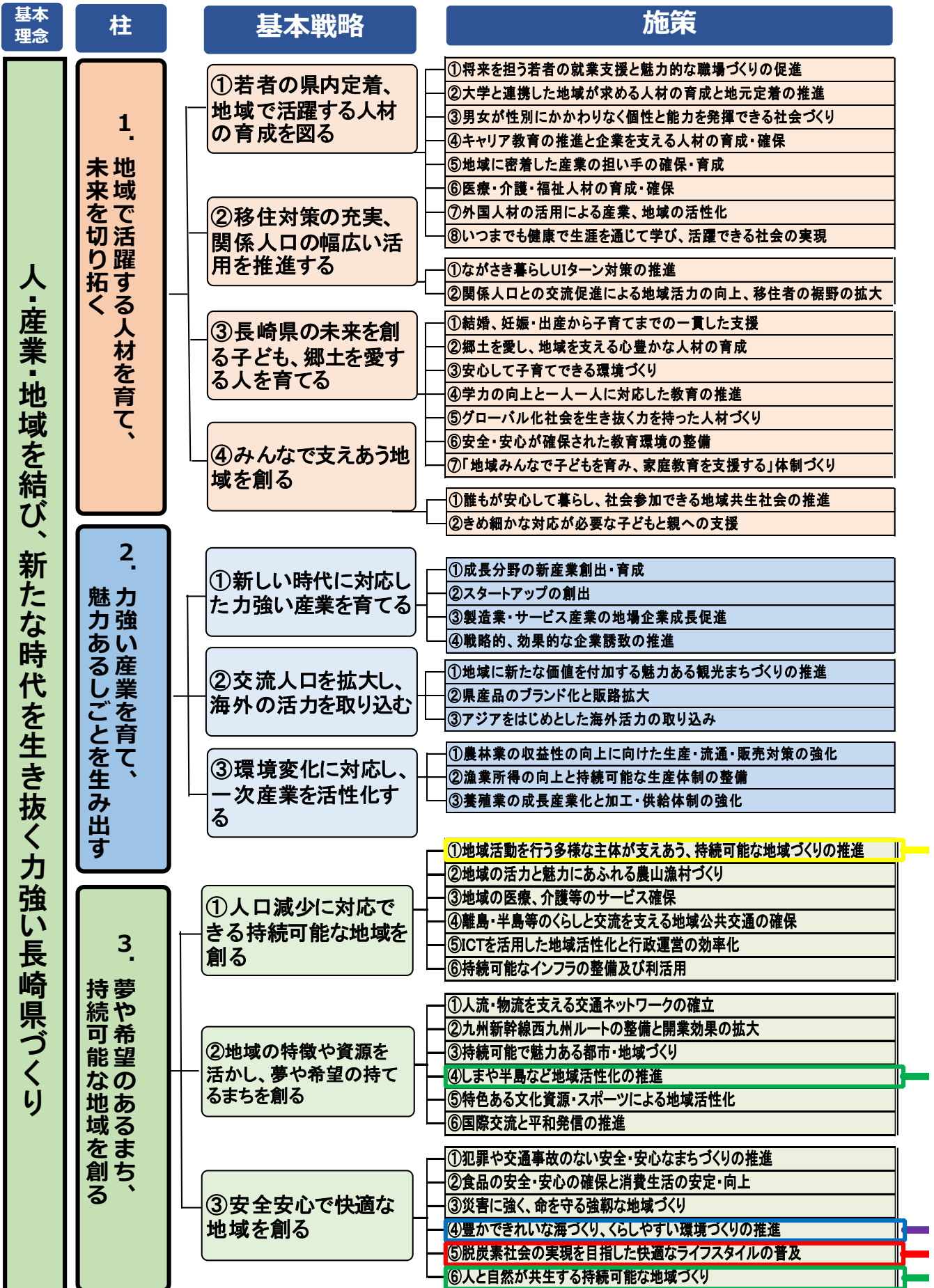
地域循環共生圏の構築に向けては、農山漁村、都市のそれぞれの地域あるいは、これらを含む広域的な地域において、異なる資源を循環させる様々な取り組みを連携させることが必要となります。以降に説明する本県の環境基本計画の施策を推進する際には、各施策が目指す基本目標・環境像の達成に加えて、地域循環共生圏が重要な共通概念であるとの認識のもと、各施策のつながりを意識することが必要です。

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
  - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
  - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

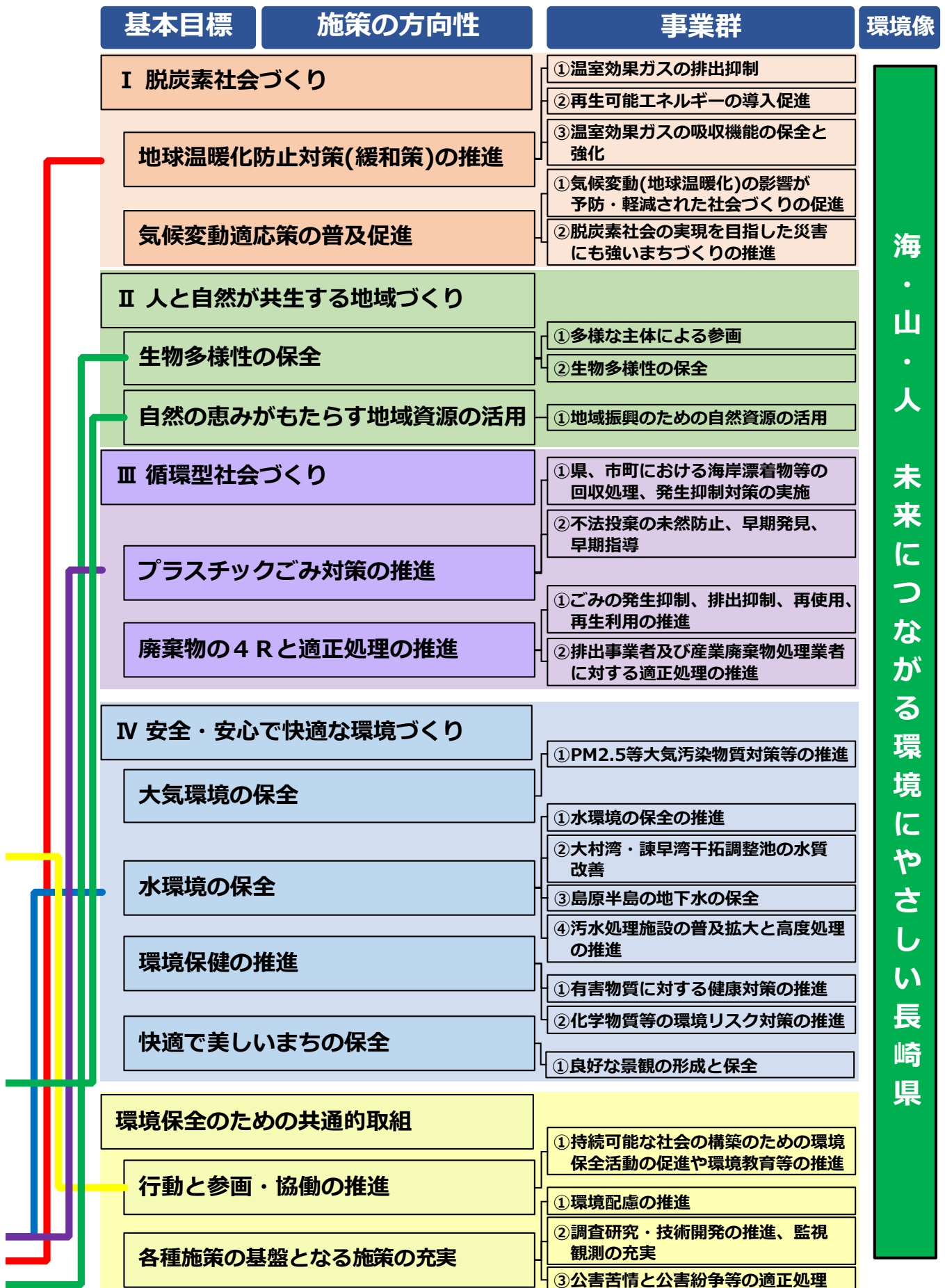


## 地域循環共生圏の概念

# 長崎県総合計画の概要



# 長崎県環境基本計画施策体系図





1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

## 第2章 本県の環境の現状・課題・ 施策の方向

- I 脱炭素社会づくり
  - II 人と自然が共生する地域づくり
  - III 循環型社会づくり
  - IV 安全・安心で快適な環境づくり
- 環境保全のための共通的取組  
地域循環共生圏の構築に向けた取組

# I 脱炭素社会づくり

## これまでの取組

第3次計画では、基本目標I「低炭素社会づくり」の一環として、「温室効果ガス<sup>※</sup>の排出抑制」、「温室効果ガスの吸収機能の保全と強化」や「気候変動による影響の軽減策等の検討及び推進」に取り組んできました。

- 平成25年4月に策定した長崎県地球温暖化対策実行計画<sup>※</sup>に基づき、県民・事業者・関係団体・行政機関等の多様な主体が一体となって温室効果ガスの排出抑制のための各種取組を実施してきました。
- ながさき環境県民会議<sup>※</sup>や長崎県地球温暖化防止活動推進センター<sup>※</sup>、長崎県地球温暖化防止活動推進員<sup>※</sup>などと連携・協働しながら、節電や省エネ、エコドライブ<sup>※</sup>、公共交通機関の利用促進など、県民への普及・啓発を図っています。
- 環境マネジメントシステム<sup>※</sup>の普及や、省エネセミナーの開催など、事業者における自主的な取組を推進しました。
- 平成23年6月に「ナガサキ・グリーンニューディール推進方針<sup>※</sup>」を策定し、その柱のひとつである「再生可能エネルギー<sup>※</sup>の利活用」を推進するため、平成25年12月に「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン<sup>※</sup>」を定めました。これに基づき、太陽光・風力・地熱・バイオマス<sup>※</sup>・海洋エネルギー<sup>※</sup>など再生可能エネルギーの導入を推進しました。

## 課題

第3次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- 気候変動の影響により、集中豪雨、台風の大型化、災害の頻発・激甚化がみられ、過去の災害を超えるリスクが高まっているため、より災害への対応が求められるほか、水産業や農業を取り巻く環境も変化するなど、県民生活や経済活動へ影響を与えています。
- パリ協定<sup>※</sup>の本格始動など、温室効果ガス排出量の抑制意識（緩和）、気候変動による影響を予防・軽減する意識（適応）が高まっています。
- 持続可能な社会をめざした脱炭素社会の実現、再生可能エネルギー導入促進への関心と期待が高まっています。
- 県内産業の状況や人口動態を踏まえた必要エネルギー消費量の推定による削減目標の設定が必要です。

<sup>※</sup> 温室効果ガス：地球温暖化を招く効果をもつ気体の総称。代表的なものとして、石油や石炭の燃焼などで発生する二酸化炭素等がある

<sup>※</sup> 長崎県地球温暖化対策実行計画：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている実行計画

<sup>※</sup> ながさき環境県民会議：地球温暖化防止や循環型社会づくりを目的に県内の関係団体等で組織する団体

<sup>※</sup> 長崎県地球温暖化防止活動推進センター：地域（住民や事業者）における温暖化対策の普及啓発を行う団体として、長崎県が指定した団体

<sup>※</sup> 長崎県地球温暖化防止活動推進員：地域（住民や事業者）に対して温暖化対策の普及啓発を行う個人で、長崎県が委嘱した方々

<sup>※</sup> エコドライブ：燃費向上に配慮した運転（ふんわりスタート、早めのブレーキなど）で交通安全にもつながるもの

<sup>※</sup> 環境マネジメントシステム：企業や団体等の組織が環境に配慮した計画等（方針・目的・目標・推進体制）を策定し、その達成に向けて取り組むための仕組み

<sup>※</sup> ナガサキ・グリーンニューディール推進方針：地球温暖化対策への投資など、世界的なグリーン化の潮流を捉え、本県が持つ産業・技術拠点や新エネルギー創出を支える豊かな自然環境を活かしながら、「産業振興、雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指すため、政策横断的に展開する方針のこと

<sup>※</sup> 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然環境などから取り出すことのできる、持続利用が可能なエネルギーの総称

<sup>※</sup> 長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン：環境に配慮しながら、地域特性に応じ、再生可能エネルギーの種別ごとに導入促進の方向性を示し、再生可能エネルギー導入へつなげていくことを目的に策定したビジョン

<sup>※</sup> バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源（植物・林産資源による木質バイオマスや食品・畜産資源による廃棄物系バイオマスなどがある）で化石資源を除いたもの。

<sup>※</sup> 海洋エネルギー：洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差など海洋空間において繰り返し起こる現象から取り出せる再生可能エネルギー

<sup>※</sup> パリ協定：2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及することを目的としている



- 今後も、国の動向等を見ながら、長崎県地球温暖化対策実行計画の見直しに併せて緩和策及び適応策<sup>※</sup>の見直し拡充を行うほか、適切な進捗管理方法を検討する必要があります。
- 国がパリ協定の取組実現に向けて策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月策定）」において、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減するとの長期的目標を掲げています。
- その後、菅総理大臣が『2050年までに「脱炭素社会」の実現』を目指すと宣言されたことを踏まえて、長崎県においても必要な対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響により、テレワークやリモート会議など生活様式に変化が生じ、オフィス活動や運輸（人の移動）に関するエネルギー消費量は減少しているが、一方で家庭や物流のエネルギー消費量は増加傾向になります。

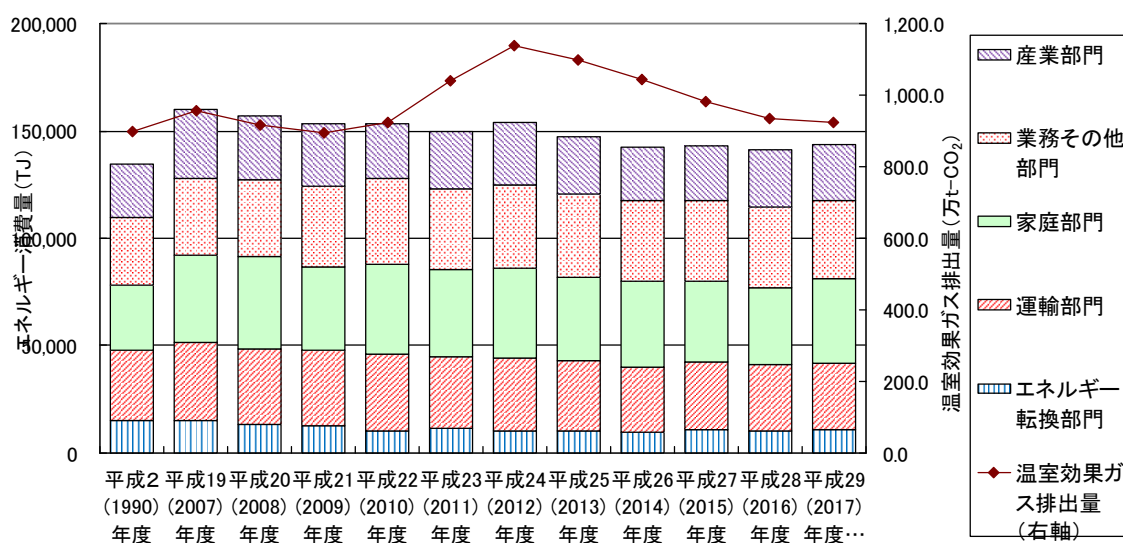
### 第3次計画の達成状況

第3次計画における主な数値目標の達成状況は、次のとおりです。

数値目標	基準年の値 (基準年) <sup>※</sup>	直近実績値 (年)	達成目標値 (達成年次) <sup>※</sup>
県内におけるエネルギー消費量【削減目標】 <sup>※</sup>	154千TJ (H24年度)	144千TJ (H29年度)	122千TJ (R2年度)

<sup>※</sup>第3次計画策定時の数値を記載している。その後、電力の自由化を背景に従来までと同じ電力使用量データを得ることができなくなったため、国の統計データを活用して再計算したもの

- 平成29年度実績値（144千TJ<sup>※</sup>）は、前年度のエネルギー使用量（141千TJ）よりも増加しましたが、これは平成29年度が寒冬で暖房需要が増大したことと、生産活動が拡大したことによるものと考えられます。長期的には平成19年度をピークに減少傾向にあり、全体として省エネの取組が進んでいる状況です。
- 県内産業の状況（景況）や人口動態（人口減、労働者人口減）を踏まえて、必要エネルギー消費量を推定し、それに対してどこまで削減すべきかの目標設定が不可欠です。
- さらに、エネルギー起源の二酸化炭素を排出する各部門（産業、業務その他、家庭、運輸、エネルギー転換など）の排出状況や課題を把握し、部門ごとにエネルギー使用量の削減目標を設定することが望ましいと考えられます。



県内の温室効果ガスの排出量とエネルギー消費量

<sup>※</sup> 適応策：気候変動による日常生活や経済活動等への影響を予防したり軽減したりする対策のこと  
<sup>※</sup> TJ：テラジュール：Tera Joule、J（ジュール）は物を動かすエネルギーの単位で、1TJ（テラジュール）は、1兆ジュール。

## めざす社会の姿

基本目標 I 「脱炭素社会づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

- ◎環境にやさしい生活や事業活動、再生可能エネルギーの活用等を通じて、脱炭素社会の 2050 年までの実現に向けた取り組みが実践されている。
- ◎気候変動（地球温暖化）がもたらす影響が予防・軽減され、より安全・安心で快適な社会が実現している。



めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 地球温暖化対策（緩和策）の推進
- 気候変動適応策の普及促進

### 気候変動対策：緩和と適応は車の両輪

**緩和：** 気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

**適応：** 既に生じている、あるいは、将来予測される**気候変動の影響による被害の防止・軽減対策**



緩和策と適応策の関係（出典：環境省）

## 1 地球温暖化対策（緩和策）の推進

### ① 温室効果ガスの排出抑制

#### <施策に係る SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

- 1\_長崎県未来につながる環境を守り育てる条例<sup>※</sup>に基づき(以下、長崎県未来環境条例)、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、温室効果ガス排出削減計画書及び報告書の提出を求めるなど、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出削減対策を促進します。(県民生活環境部) <SDGs : 11、13>
- 2\_ながさき環境県民会議、市町地球温暖化対策協議会<sup>※</sup>、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化防止活動推進員や関係団体と連携し、セミナー・イベントやキャンペーン等を通じて、家庭や事業所における省エネ活動等の普及を促進します。(県民生活環境部) <SDGs : 7、13、17>
- 3\_九州エコファミリー応援アプリ<sup>※</sup> (仮称) や J-クレジット制度<sup>※</sup>等を活用し、家庭における取組を促進します。(県民生活環境部) <SDGs : 7、13>
- 4\_既存住宅の断熱リフォームを推進します。(土木部、県民生活環境部)  
<SDGs : 7、9、12、13>
- 5\_県有施設の省エネルギー化 (省エネ改修) を推進します。(関係部局)  
<SDGs : 7、9、12、13>
- 6\_ビルや住宅のエネルギー循環のための取組を推進します。(ZEH<sup>※</sup> (ネット・ゼロ・エネルギーハウス)、ZEB<sup>※</sup> (ネット・ゼロ・エネルギービル) の普及) (県民生活環境部)  
<SDGs : 7、9、11、12、13>
- 7\_地域特性 (斜面地、離島等) を踏まえつつ、地域課題 (高齢化、交通空白地域<sup>※</sup>) の解決にもつながるよう、スマートムーブ<sup>※</sup>を展開するとともに EV<sup>※</sup>等の次世代自動車<sup>※</sup>の普及を促進します。(県民生活環境部) <SDGs : 7、11、13>

<sup>※</sup> 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例:地球温暖化対策の推進をはじめとする環境保全のための必要な事項を定めたもの

<sup>※</sup> 市町地球温暖化対策協議会:市町がその区域全体で温暖化対策に取り組むために設置した住民・関係団体・行政等で構成する協議体

<sup>※</sup> 九州エコファミリー応援アプリ:九州各県と連携した家庭での節電活動や環境活動等を促進するためのアプリ

<sup>※</sup> J-クレジット制度:CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減量等をクレジットとして認証し、売買することによって地球温暖化を防止しようとする制度

<sup>※</sup> ZEH:住まいの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間の消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅のこと

<sup>※</sup> ZEB:快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にすることを目指した建物のこと

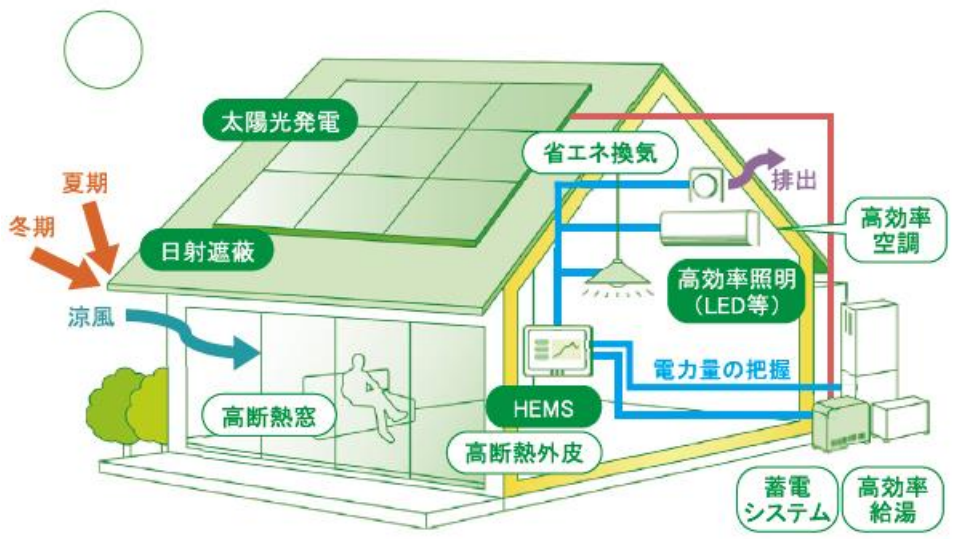
<sup>※</sup> 交通空白地域:事業採算性などの課題により、路線バスなどの公共交通機関がなかったり、本数が少なく利便性が悪い地域

<sup>※</sup> スマートムーブ:徒歩、自転車や公共交通機関の利用またはエコドライブの励行、電気自動車などのエコカー利用、カーシェアリングなどといった環境にやさしい移動を選択・実践する取組

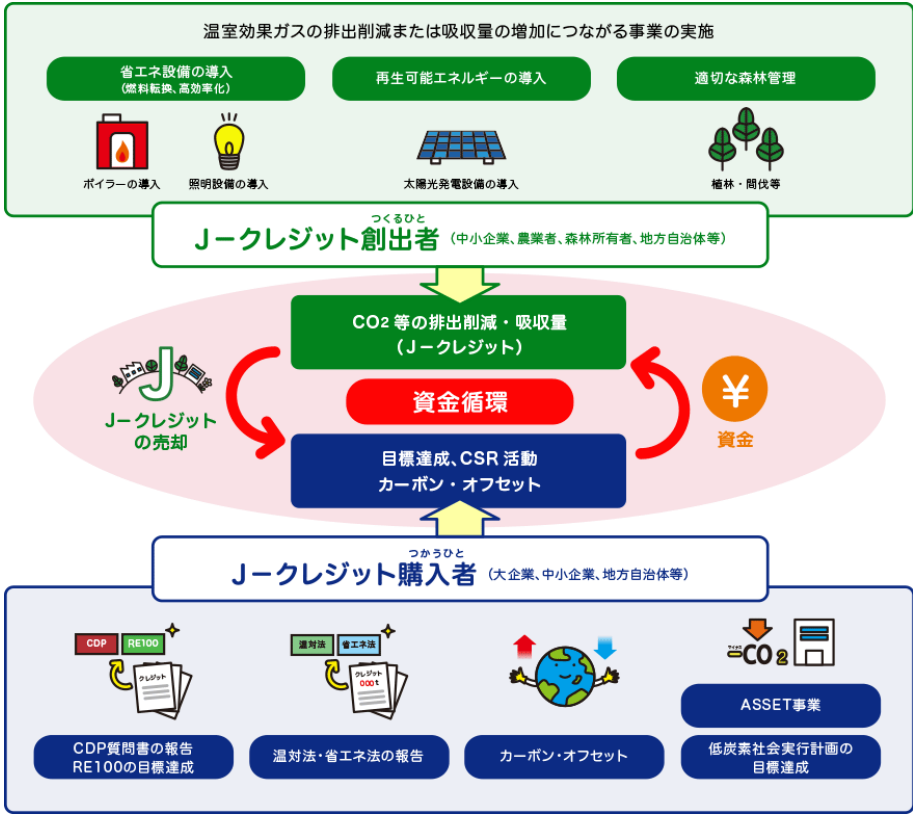
<sup>※</sup> EV:電気自動車のこと

<sup>※</sup> 次世代自動車:電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境負荷を低減させる技術を搭載した自動車

- 1 8\_地域力を結集して、再生可能エネルギーの導入へ繋げていくため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」を着実に実行します。(産業労働部) <SDGs : 7、13>
- 2
- 3 9\_九州での再生可能エネルギー産業の拠点化を目指すため、九州地域戦略会議<sup>※</sup>で策定された
- 4 「再生可能エネルギーの産業化を目指すアクションプラン(九州モデル)」を着実に実行します。
- 5 (産業労働部) <SDGs : 7、13>
- 6 10\_洋上風力発電における機器製造、建設から運転、メンテナンス等の一連の業務に関して、
- 7 参入可能な業務と県内企業のマッチングを行い、新たな企業の参入を促進していきます。(産業労働部) <SDGs : 7、13>
- 8
- 9 11\_木質バイオマス発電<sup>※</sup>などへの需要が高まっている未利用間伐材の活用を促進します。
- 10 (農林部) <SDGs : 12、15>



ZEH のイメージ(出典:一般社団法人環境共創イニシアチブ)



J-クレジットの概念(出典: J-クレジット精度事務局 WEB)

※九州地域戦略会議:「九州地方知事会と九州経済4団体」が官民一体で九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでいくための組織  
 ※木質バイオマス発電:木材からなる生物資源(bio)の量(mass)、「再生可能な、有機性資源」主に、枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮等から発電すること

## 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
県内における温室効果ガス排出量	1,099.5 万 t-CO <sub>2</sub> (H25 年度)	856.3 万 t-CO <sub>2</sub> (R7 年度)
県内におけるエネルギー消費量	147 千 TJ (H25 年度)	138 千 TJ (R7 年度)

## ②再生可能エネルギーの導入促進

### <施策に関する SDGs のゴール>



### 今後取り組む施策

- 1\_九州エコファミリー応援アプリ（仮称）やJ-クレジット制度等を活用し、家庭における取組を促進します。（再掲）（県民生活環境部）<SDGs：7、13>
- 2\_ビルや住宅のエネルギー循環のための取組を推進します。（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）の普及）（再掲）（県民生活環境部）<SDGs：7、9、11、12、13>
- 3\_地域力を結集して、再生可能エネルギーの導入へ繋げていくため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」を着実に実行します。（再掲）（産業労働部）<SDGs：7、13>
- 4\_九州での再生可能エネルギー産業の拠点化を目指すため、九州地域戦略会議で策定された「再生可能エネルギーの産業化を目指すアクションプラン（九州モデル）」を着実に実行します。（再掲）（産業労働部）<SDGs：7、13>
- 5\_洋上風力発電における機器製造、建設から運転、メンテナンス等の一連の業務に関して、参入可能な業務と県内企業のマッチングを行い、新たな企業の参入を促進していきます。（再掲）（産業労働部）<SDGs：7、13>
- 6\_木質バイオマス発電などへの需要が高まっている未利用間伐材の活用を促進します。（再掲）（農林部）<SDGs：12、15>
- 7\_一般住宅、事業場、公共施設における太陽光発電設備等の普及を促進します。（県民生活環境部、産業労働部）<SDGs：7、9、13>
- 8\_災害時における太陽光発電や蓄電池・EVの活用を促進することで、レジリエンス（防災・減災）の向上を推進します。（県民生活環境部、防災関係部局）<SDGs：7、11、13>
- 9\_家庭での太陽光発電（国の買取制度の買取期間が終了したもの）の自家消費を拡大します。（県民生活環境部）<SDGs：7、13>

## 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
県内における再生エネルギー導入量	1,024MW (R1 年度)	1,360MW (R12 年度)

1 ③温室効果ガスの吸収機能の保全と強化

2 <施策に関する SDGs のゴール>



9 今後取り組む施策

- 10
- 11 1\_温室効果ガスを吸収するなど、森林の持つ公益的機能<sup>※</sup>を持続的に発揮させるため、間伐(搬  
12 出間伐<sup>※</sup>)等の森林整備を推進します。(再掲)(農林部) <SDGs: 11、12、13、15>
- 13 2\_藻場<sup>※</sup>機能を有した増殖場の整備を推進するとともに、整備箇所の食害動物駆除を併せて行  
14 い、官民が連携した対策を推進します。(水産部) <SDGs: 14>
- 15 3\_沿岸域の海底耕うん<sup>※</sup>に取り組むとともに漁場の保全を支援します。  
16 (水産部) <SDGs: 14>

17

18 数値目標

19

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
搬出間伐面積	2,081ha (R1 年度)	2,900ha (R12 年度)

20

<sup>※</sup> 森林の持つ公益的機能: 木材等の物質生産を除いた水源涵養等の森林が持つさまざまな機能。森林所有者以外にも恩恵がもたらされるため、公益的と表現される

<sup>※</sup> 搬出間伐: 伐採した木を林外に運び出し、利用する間伐、利用間伐

<sup>※</sup> 藻場: 海中に海藻や海草が密生し、それがあある程度の広がりをもっているところをいう。水生生物の産卵・育成・生息場として重要

<sup>※</sup> 海底耕うん: 浅海の海底を漁具によって耕すことにより、海底を柔らかくし、酸素を多く含む海水と混ぜることで、水生生物等の生息環境を改善すること

## 2 気候変動適応策の普及促進

### ①気候変動（地球温暖化）の影響が予防・軽減された社会づくりの推進

#### <施策に係る SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

- 1\_県民などの幅広い関係者と連携しながら、長崎県地球温暖化（気候変動）適応策を着実に推進します。（県民生活環境部、関係部局）  
<SDGs：2、3、6、8、11、13、14、15、17>
- 2\_気候変動適応法<sup>※</sup>に基づく地域気候変動適応センター<sup>※</sup>により県民に必要な情報を発信し、理解醸成に努めます。（県民生活環境部）  
<SDGs：2、3、6、8、11、13、14、15、17>
- 3\_気候変動が熱中症に及ぼす影響も踏まえ、注意喚起や予防・対処法の普及啓発に取り組みます。（福祉保健部）<SDGs：3、13>
- 4\_藻場機能を有した増殖場の整備を推進するとともに、整備箇所の食害動物駆除を併せて行い、官民が連携した対策を推進します。また、沿岸域の海底耕うんに取り組むとともに漁場の保全を支援します。（水産部）<SDGs：13、14>
- 5\_海水温上昇などの海洋環境の変化への適応策を検討するため、南方系魚介類の水産資源利用などを踏まえた情報収集に着手します。（水産部）<SDGs：13、14>
- 6\_主要作目の病害虫の発生状況、気象、農作物の生育状況等を定期的に調査するとともに、病害虫による被害の発生を予測し、防除に必要な発生予察情報を提供することにより、適時適切な防除を推進します。（農林部）<SDGs：2、13>
- 7\_温暖化への適応技術を開発します。（農林部）<SDGs：2、13>
  - ・温暖化に対応した良食味の水稲品種を育成します。
  - ・温暖化に対応した柑橘（カンキツ）栽培技術を開発します。
  - ・市場性が高く、耐暑性を有するカーネーション品種を開発します。
  - ・食味・外観・病害虫抵抗に優れる高品質の暖地二期作用バレイシヨの新品種を開発します。
- 8\_異常気象も含めた自然災害による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備などのハード対策や、土砂災害警戒区域等の指定促進、土砂災害警戒情報の周知などのソフト対策に取り組みます。（土木部）<SDGs：11、13>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
気候変動適応に関する認識度	40% (R1 年度)	90% (R7 年度)

<sup>※</sup> 気候変動適応法：気候変動による日常生活や経済活動等への様々な影響を予防・軽減するための対策（適応策）を推進することを目的とした法律

<sup>※</sup> 地域気候変動適応センター：自治体がある区域における気候変動の影響等の情報収集や分析、技術的助言を行う拠点

②脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくりの推進

<施策に係る SDGs のゴール>



今後取り組む施策

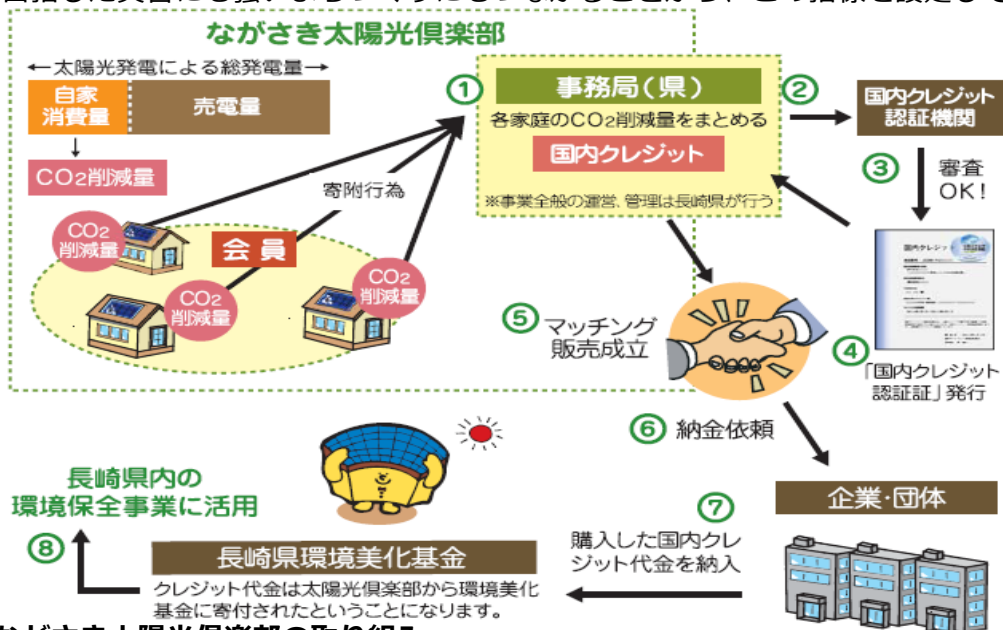
- 1\_一般住宅、事業場、公共施設における太陽光発電設備等の普及を促進します。(再掲)  
(県民生活環境部、産業労働部) <SDGs : 7、9、13>
- 2\_災害時における太陽光発電や蓄電池・EV の活用を促進することで、レジリエンス※(防災・減災)の向上を推進します。(再掲)(県民生活環境部、防災関係部局)  
<SDGs : 7、11、13>
- 3\_家庭での太陽光発電(国の買取制度の買取期間が終了したもの)の自家消費を拡大します。  
(再掲)(県民生活環境部) <SDGs : 7、13>
- 4\_自然環境の保全や都市部の緑化等を推進します。(県民生活環境部)  
<SDGs : 11、13、15>

数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
J-クレジット認証量(累積)	1,366トン (R1年度)	7,800トン (R7年度)

(参考)

- ・県が実施している“ながさき太陽光倶楽部”の取り組みでは、一般住宅に設置した太陽光発電の自家消費分を二酸化炭素削減量として整理し、クレジット化(売買可能)しています。
- ・クレジットの売却益は全額、県の環境美化基金に寄付され、地球温暖化防止の普及啓発活動や環境教育等の環境保全活動に活用されています。
- ・太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー電力は、災害時の非常用電源として活用できることもあり、国のJ-クレジット制度で認証されたクレジット量が増えることで、脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくりにもつながることから、この指標を設定しています。



ながさき太陽光倶楽部の取り組み

※ レジリエンス: 災害など、想定を超える極端現象に遭遇してもできるだけ平常の営みを損なわない、また被害が避けられない場合でもそれを極力抑え、被害を乗り越え復活する力のこと



## II 人と自然が共生する地域づくり

### これまでの取組

第3次計画では、基本目標Ⅱ「人と自然が共生する地域づくり」として、「希少種の保護や野生鳥獣等の管理対策」、「里地里山、里海の保全と活用」、「多様なニーズに対応した施設整備と情報発信」、「地域資源を活用した交流の拡大」に取り組んできました。

- 希少野生動植物等の生息生育状況調査とリスト化に取り組みました。
- 希少野生動植物を保護するため、その種と保存地域を指定し捕獲採取等を禁止しました。
- 外来生物に関して関係機関や自治体と情報共有しました。
- 野生鳥獣の生息環境を保全するため、狩猟を禁止する地域（鳥獣保護区<sup>※</sup>）を指定しました。
- 生態系被害防止のためのシカの捕獲事業を実施しました。
- 担当職員や既存制度を生かした自然環境監視を実施しました。
- 老朽化した国立公園施設を西海国立公園リニューアル整備事業で再整備しました。
- 島原半島の地域資源（雲仙天草国立公園及びジオパーク<sup>※</sup>）を活用した、島原半島満喫プロジェクト事業を実施しました。

### 課題

第3次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- 開発や盗掘、里地里山、里海の衰退、外来生物や増え過ぎた野生鳥獣、地球温暖化による生物多様性の危機により、生態系サービス（農林水産業の生産基盤や環境調整機能等）が低下しています。
- 高齢者や訪日外国人観光客の増加、旅行スタイルの変化、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自然豊かな地域で過ごす機運の高まりなどを背景として、国立公園や国定公園などの自然公園の利用者のニーズが多様化しています。



ツシマヤマネコ

<sup>※</sup> 鳥獣保護区：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るために指定された区域  
<sup>※</sup> ジオパーク：美しい自然景観や学術的価値を持つ自然遺産を用いて、その土地や地球の成り立ちを知り、私たちとの関わりを楽しく学び、感じることができる自然公園

### 第3次計画の達成状況

第3次計画における主な数値目標の達成状況は、次のとおりです。

数値目標	基準年の値 (基準年)	直近実績値 (年)	達成目標値 (達成年次)
生物多様性保全事業によって守られた希少野生動植物の種数【累計目標】	10種 (H26年度)	35種 (R1年度)	40種 (R2年度)
自然公園利用者数	1,432万人 (H26年)	1,407万人 (R1年)	1,490万人 (R2年)

- 希少野生動植物が生息・生育する雲仙の原生沼での保全対策工事や、長崎県未来環境条例による捕獲・採取・殺傷・損傷等を禁止する種と地域の指定、民間団体等による生物多様性保全事業の実施等により、希少野生動植物の保護に取り組んでいる状況です。
- モニタリング調査の結果から保護すべき希少野生動植物種及び地域を抽出し、条例等による規制を進めるとともに、生息・生育地の保全や再生が必要な地域や手法を検討し、保全活動に広がりができるように情報の共有化等を推進する必要があります。
- 平成28年4月の熊本地震の影響により自然公園の利用者数は大きく減少しましたが、利用施設の再整備等により地域の自然資源の活用を促進した結果、平成30年度は熊本地震発生前のレベルまで回復しました。しかし、令和元年度は日韓関係の影響で壱岐対馬国定公園の利用者が大きく減少したため、全体的に伸び悩んでいる状況です。
- より多くの人々が自然とふれあうには、快適で安全な自然公園づくりを進める必要があります。自然公園の利用環境を向上させることで、利用者数の増加を図る必要があります。

### めざす社会の姿

基本目標Ⅱ「人と自然が共生する地域づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

- ◎県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、意思決定や行動に反映されている（生物多様性の保全と持続可能な利用がライフスタイルに浸透している）
- ◎種の絶滅がなく、多様な生態系の保全・再生が図られ、多くの生きものが生息・生育している
- ◎生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている
- ◎地域資源の持続可能な活用により、地域が賑わい、人と自然が共生している



めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 生物多様性の保全
- 自然の恵みがもたらす地域資源の活用

# 1 生物多様性の保全

## ①多様な主体による参画

### <施策に関係するSDGsのゴール>



### 今後取り組む施策

- 1\_生物多様性の認知度の向上を図るため、県や市町が実施する環境月間等の各種イベント等、多様な主体が集う場において普及啓発等に取り組みます。また、県民へ生物多様性に関する多様な情報（自然環境情報、保全活動情報、生物多様性に配慮した商品等の情報等）をホームページ等で幅広く発信します。（県民生活環境部）<SDGs：4>
- 2\_環境副教材の作成、配布等により、学校等における生物多様性等の環境学習を推進します。（県民生活環境部）<SDGs：4>
- 3\_学校等において、生物多様性に関する講演会や保全活動体験、自然体験活動、自然環境学習等の推進を図ります。（県民生活環境部）<SDGs：4>
- 4\_学校が行う地域清掃や水質調査、生態調査等について、県教育センターと協働し、活動実施を支援するなど、学校での環境教育を推進します。（教育庁）<SDGs：4>
- 5\_自然とのふれあいの推進のため、自然公園等のパンフレットやマップを配布し、自然に親しむ活動（登山や自然観察等）を促進します。また、自然公園施設の安全で快適な利用を促進するため、トイレや駐車場などの整備のほか、定期的な巡視により適切な環境整備を行います。（県民生活環境部）<SDGs：14、15>
- 6\_地産地消等の消費行動等の普及など、地域の多種多様な産物の生産等を推進するとともに、消費者への普及啓発を進めます。（農林部）<SDGs：2、14、15、17>
- 7\_市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や施設の緑化、普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等を支援することにより、多様な主体の参画を促進します。（県民生活環境部）<SDGs：14、15、17>
- 8\_環境学習総合サイトやながさきグリーンサポーターズクラブによる環境関連情報の発信、環境リーダーの拡大やネットワークの強化を行い、環境教育、環境保全活動を推進します。（県民生活環境部）<SDGs：14、15、17>
- 9\_環境アドバイザー<sup>※</sup>制度を活用し、保全活動の指導者の育成・確保と人材活用による地域活動の推進を図ります。（県民生活環境部）<SDGs：14、15、17>
- 10\_NPO<sup>※</sup>や森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林づくりを推進するとともに、活動の支援を行います。（農林部）<SDGs：14、15、17>

### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
生物多様性保全と利用活動に取り組む会社員の参加割合 <sup>※</sup>	18% (R1年度)	40% (R7年度)

<sup>※</sup> 環境アドバイザー：環境保全に関する知識の普及を図るため、県に登録された環境に関する知識や経験を有する人  
<sup>※</sup> NPO：Nonprofit Organization 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称  
<sup>※</sup> 生物多様性保全と利用活動に取り組む会社員の参加割合：現状取り組み割合が低い会社員について、生物多様性保全と利用活動への参加を促すことが重要であることから、会社員の割合を指標として設定します。

## ②生物多様性の保全

### <施策に係る SDGs のゴール>



### 今後取り組む施策

- 1\_対馬のみに生息し、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコの普及啓発や生息状況モニタリング調査等を行う保護増殖事業を環境省、林野庁、対馬市等の関係機関とともに推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 15>
- 2\_絶滅危惧種の中でも、特に保護の必要性が高い種については、長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針に基づき、保全すべき種や区域の指定など規制による保護を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 14、15>
- 3\_自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果を踏まえ、必要に応じて自然公園区域及び公園計画の見直し等を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 14、15>
- 4\_藻場機能を有した増殖場の整備を推進するとともに、整備箇所の食害動物駆除を併せて行い、官民が連携した対策を推進します。また、沿岸域の海底耕うんに取り組むとともに漁場の保全を支援します。(水産部) <SDGs : 2、14>
- 5\_海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行い、採取量を制限するなど適正な管理を行います。また、海砂採取の水産資源、海域環境への影響に関する調査研究等を引き続き実施して生態系の保全に留意します。(土木部) <SDGs : 9、12、14>
- 6\_漂流漂着ごみや海洋プラスチックごみによる沿岸・海洋生態系や野生生物への影響を低減するため、海岸漂着ごみ等の回収処理、発生抑制対策事業を実施します。(県民生活環境部) <SDGs : 9、14>
- 7\_本県における外来種の実態を示した長崎県外来種リストを周知することにより、外来種への関心と防除意識の喚起を図ります。また、外来種の生態やペットの終生飼養に関する情報をホームページへ掲載するとともに、リーフレットの作成等により県民や事業者向けにわかりやすく情報発信します。(県民生活環境部) <SDGs : 12、14、15>
- 8\_農業生産活動を通じ、農業・農村の有する県土の保全、水源の涵養<sup>※</sup>、良好な景観形成等の多面的な機能の維持・発揮を図るため、農地や土地改良施設などの保全活動について支援します。また、中山間地域<sup>※</sup>における農地を維持・管理し、農業生産活動を継続する取組に対して支援します。(農林部) <SDGs : 2、11、12、15>
- 9\_適切な森林整備を推進することで、健全な森林を育成し、森林の多面的機能<sup>※</sup>の更なる発揮に寄与します。(農林部) <SDGs : 15>
- 10\_野生鳥獣による生態系被害や農林被害等の防止のため、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して鳥獣の捕獲等による管理強化を図ります。また、人の安全に配慮した防護柵の設置や効果的な捕獲の実施等、被害防止対策を推進します。(県民生活環境部、農林部) <SDGs : 15>
- 11\_生物多様性に配慮した営農活動(有機農業<sup>※</sup>、総合的病害虫・雑草管理等)を推進します。(農林部) <SDGs : 2、12、15>

<sup>※</sup> 水源の涵養：森林や水田等が降水を蓄え、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能や雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される働き

<sup>※</sup> 中山間地域：山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第35条)

<sup>※</sup> 森林の多面的機能：水源涵養等の森林が持つさまざまな機能、非常に多岐にわたるため、多面的と表現される

<sup>※</sup> 有機農業：化学合成肥料及び化学合成農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

- 1 12\_絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、希少種等の生息・生育状況の調査及び情報  
2 収集を行い、最新の生息・生育状況を反映したレッドリスト<sup>※</sup>を作成します。  
3 (県民生活環境部) <SDGs : 9、14、15>
- 4 13\_外来種や気候変動による生態系への影響の把握のため、自然環境基礎データの収集整備を  
5 推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 2、12、14、15>
- 6 14\_ガン・カモ類の飛来状況や狩猟鳥獣等の生息分布状況や生息密度等の情報収集に努め、鳥  
7 獣保護管理事業計画の策定や鳥獣保護区の指定等、鳥獣の保護管理に活用します。  
8 (県民生活環境部、農林部) <SDGs : 14、15>
- 9 15\_希少野生動植物等の自然環境情報のデータベースを構築し、県内の生物多様性の現状を把  
10 握するとともに、生物多様性の保全に向けた各種施策への活用を図ります。(県民生活環境部)  
11 <SDGs : 14、15>
- 12 16\_水質の保全、周辺環境への影響緩和など自然環境との調和に配慮した漁港施設の整備を図  
13 ります。(水産部) <SDGs : 9、12、14、15>
- 14 17\_多自然川づくり<sup>※</sup>を通じて、生物多様性に配慮して事業を実施します。(土木部)  
15 <SDGs : 9、12、14、15>
- 16 18\_名勝・天然記念物の指定、重要文化的景観に選定された地域について、文化庁や市町と連  
17 携して維持、管理を行い、生物及び風致の多様性の保全を推進します。(教育庁)  
18 <SDGs : 14、15>

20 **数値目標**

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種数	59 種 (R1 年度)	77 種 (R7 年度)



34 **水生生物調査と環境教育(諫早市本明川)**

35

<sup>※</sup> レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物

<sup>※</sup> 多自然川づくり：多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと

## 2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用

### ①地域振興のための自然資源の活用

#### <施策に関する SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

- 1\_優れた自然環境や自然公園施設、自然体験活動等に関する情報を発信し、自然資源の活用を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 15>
- 2\_自然資源の活用と利用の促進のため、自然公園等における訪日外国人観光客受入環境整備の推進や国立公園雲仙の滞在環境の上質化を推進します。(県民生活環境部)  
<SDGs : 8、11、15>
- 3\_地元関係者と連携し、地質等の地域資源を活用したジオパーク活動を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 8、14、15>
- 4\_温泉の保護管理と適正利用を推進するとともに、温泉資源等を活用した温泉地の活性化を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 8、11>
- 5\_自然資源等を活用したエコツーリズム<sup>※</sup>を推進し、地域の振興と自然環境の保全を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 14、15>
- 6\_農山村地域の資源を活用し都市住民等との交流を促進するため農泊<sup>※</sup>を推進します。(農林部) <SDGs : 8、11、14、15>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
自然公園利用者数	14,069 千人 (R1年度)	14,591 千人 (R7年度)



雲仙仁田峠のミヤマキリシマ(雲仙市)



龍石海岸(南島原市)

<sup>※</sup> エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方

<sup>※</sup> 農泊：日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行

### III 循環型社会づくり

#### これまでの取組

第3次計画では、基本目標Ⅲ「循環型社会づくり」の一環として、「ゴミゼロ県民運動の展開」、「廃棄物の適正処理の推進」、「廃棄物の再資源化の推進」、「漂流・漂着ごみ対策の推進」に取り組んできました。

○県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」と連携し、「ゴミゼロながさき実践計画<sup>※</sup>」に基づき、各種実践行動に取り組みました。

○長崎県廃棄物対策連絡協議会(NWC)<sup>※</sup>において、県内市町の実態把握、課題抽出を行い、県と市町が連携した排出抑制活動を進めました。

○「立入検査マニュアル」に基づき、定期的な立入検査や不法投棄監視パトロールにより不適正処理・不法投棄の未然防止、早期発見を図りました。

○海岸漂着物の回収・処理や市町・民間団体等と連携した環境教育や啓発活動などの発生抑制対策を実施しました。

#### 課題

第3次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

○廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっています。

○本県は、日本列島の最西端に位置し、黒潮から派生する対馬暖流の影響も受けやすい地理的な特性と、海岸線が全国第2位の長さを有していること等から、外国由来や国内から流出したプラスチックごみ等が、取り除いても繰り返し多量に漂着しています。

○海洋プラスチック問題は、多様な主体の適切な役割分担と連携・協力が必要です。

○天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会の形成が求められています。

○我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄されています。

○食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

○廃棄物の排出量削減とリサイクルが進んでいない地域における課題や取組等、現状分析と効果的な対策について、引き続き検討が必要です。

○排出事業者の意識向上を図る研修等の取組も必要です。

○新型コロナウイルス感染症により、テイクアウトの利用が拡大され容器包装資材を含む家庭ごみが増加傾向にあるほか、古紙類のリサイクル事業への影響も出ています。



漂着ごみ(吉崎市)



海ごみ交流事業(吉崎市)

<sup>※</sup> ゴミゼロながさき実践計画：循環型社会の形成を目指して、ながさき環境県民会議が廃棄物の減量化・リサイクル推進のために策定した実践行動計画

<sup>※</sup> 長崎県廃棄物対策連絡協議会(NWC)：市町及び県で構成された協議会。廃棄物の減量化、再資源化や適正処理等について、毎年意見交換を行い施策の見直しに反映させている

### 第3次計画の達成状況

第3次計画における主な数値目標の達成状況は、次のとおりです。

数値目標	基準年の値 (基準年)	直近実績値 (年)	達成目標値 (達成年次)
産業廃棄物 <sup>※</sup> 処理業者の基準適合率（立入検査時における指導不要の業者数の割合）	94% (H26年度)	97% (R1年度)	95% (R2年度)
一般廃棄物のリサイクル率	16.0% (H26年度)	15.6% (R1年度)	21.0% (R2年度)

- 保健所ごとに処理業者に対する立入監視計画を策定し実施しました。違反業者には指導票を交付するなどして不適正処理事案を改善しました。
- 引き続き、指導票交付や法に基づく報告の徴収を積極的に実施し、不適正処理事案の改善を図っていく必要があります。
- ゴミゼロながさき実践計画の各種取組を県民、事業者、民間団体等と連携・協力して行っているところですが、令和元年度のリサイクル率は15.6%で、全国値（19.9%）より低い状況が続いています。
- 今後は、長崎県廃棄物対策連絡協議会(NWC)において、引き続き、各市町の施策について検討していくとともに、ながさき環境県民会議や県民・事業者・民間団体等連携・協力して、廃棄物の減量化とリサイクルを促進するための取組を実施していく必要があります。

### めざす社会の姿

基本目標Ⅲ「循環型社会づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

- ◎県民、事業者、行政等が一体となり、ごみの減量化、再資源化が推進され、資源循環型社会<sup>※</sup>が実現している
- ◎廃棄物処理システムが確立し、適正な処理が確保されている
- ◎海洋プラスチック問題が広く認識され、ワンウェイプラスチックの使用削減が図られている

めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- プラスチックごみ対策の推進
- 廃棄物の4R<sup>※</sup>と適正処理の推進



プラスチック分別作業(西海市)

<sup>※</sup> 産業廃棄物：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で定める20種類の廃棄物

<sup>※</sup> 資源循環型社会：廃棄物等の発生抑制、廃棄物等のうち有用なものの循環利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

<sup>※</sup> 4R：持ち込まないよう断る(Refuse)、減らす(Reduce)、再使用する(Reuse)、新しいものに作りかえて再生利用する(Recycle) こと



## 1 プラスチックごみ対策の推進

### ①県、市町における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施

#### <施策に係る SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

1\_長崎県海岸漂着物対策推進計画に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物（多くの外国由来のごみをはじめとした漂着ごみ）の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策等、海岸環境の総合的な保全を図ります。（県民生活環境部）

<SDGs：4、11、12、14、17>

2\_漂着ごみの発生を未然に防ぐため、環境教育などによる発生抑制対策の充実やボランティア育成を図ります。（県民生活環境部）<SDGs：4、17>

3\_マイバッグ持参等によるレジ袋等のプラスチック製品使用抑制と分別徹底の意識啓発を行います（県民生活環境部）<SDGs：4、11、12>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	92 事業 (R1 年度)	100 事業 (R7 年度)

### ②不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導

#### <施策に係る SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

1\_定期的に巡回パトロールを実施し、不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善に努めます。（県民生活環境部）<SDGs：4、11、12>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
不法投棄撤去率	97% (R1 年度)	97% (R7 年度)

## 2 廃棄物の4Rと適正処理の推進

### ①ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用の推進

#### <施策に関するSDGsのゴール>

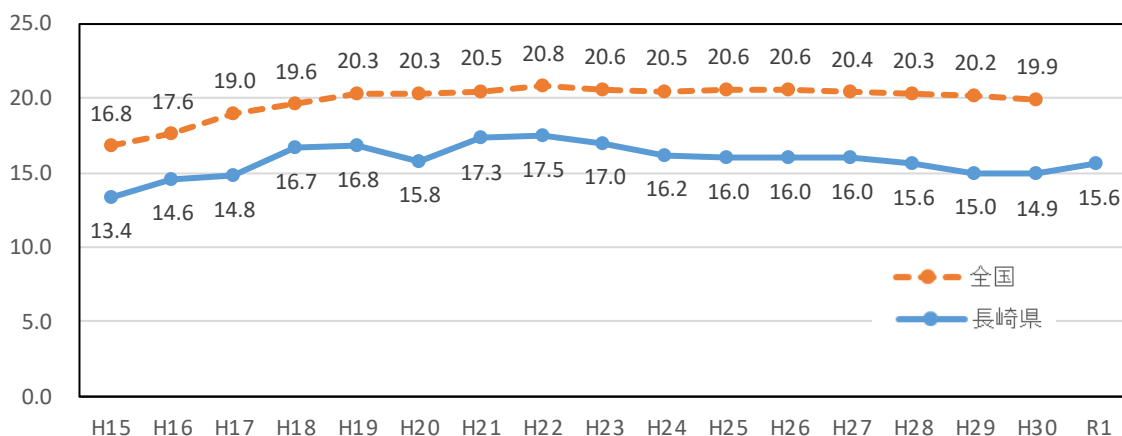


#### 今後取り組む施策

- 1\_長崎県廃棄物処理計画<sup>\*</sup>に基づき、県民、事業者、NPO、大学及び自治体などの関係主体と連携しながら、4Rを推進します。(県民生活環境部) <SDGs: 4、9、11、12、17>
- 2\_ながさき環境県民会議を中心とした4R推進のための県民運動を展開していきます。(県民生活環境部) <SDGs: 4、9、11、12、17>
- 3\_食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者等に対する普及啓発を行うほか、フードバンク活動への参加や九州食べきり協力店の拡大など、食品ロス削減のための取組を推進します。(県民生活環境部) <SDGs: 4、11、12>
- 4\_紙ごみのリサイクルの推進のため、市町とともに家庭や事業所における分別の徹底について普及啓発を行います。(県民生活環境部) <SDGs: 2、4、11、12、17>
- 5\_長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画<sup>\*</sup>に基づき、処理期限内の適正処理を推進します。(県民生活環境部) <SDGs: 12>
- 6\_地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会<sup>\*</sup>と連携し、本県における園芸用廃プラスチックの適正処理の啓発活動を行うとともに、回収処理体制の整備、回収率の向上を図ります。(農林部) <SDGs: 12>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
一般廃棄物リサイクル率	15.6% (R1年度)	20.0% (R7年度)



一般廃棄物リサイクル率

<sup>\*</sup> 長崎県廃棄物処理計画：廃棄物処理法に基づく計画。県内廃棄物の減量化、再資源化や適正処理等に関する施策の基本方針を示すもの  
<sup>\*</sup> 長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画：PCB Poly Chlorinated Biphenyl ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、ダイオキシン類の一つ、その処理計画を定めたもの  
<sup>\*</sup> 地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会：県内 15 地域に設立され、産業廃棄物処分委託契約の締結をするとともに、園芸用等廃プラスチックの適正処理推進のための啓発・普及活動等を行っている

②排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進

<施策に係る SDGs のゴール>



今後取り組む施策

- 1\_産業廃棄物処理業者等への立入検査や産業廃棄物最終処分場<sup>※</sup>の水質検査等を実施し、不適正処理の未然防止及び早期発見・改善に努めるとともに、処理施設の適正な維持管理を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 6、11、12>
- 2\_優良産廃処理業者の育成を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、11、12>
- 3\_排出事業者等に対して廃棄物の適正処理に関する研修会を開催します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、11、12>
- 4\_家畜排せつ物の有効利用のために堆肥化を推進し、生産された堆肥<sup>※</sup>の広域流通を図り、資源循環型農業<sup>※</sup>の構築を推進します。(農林部) <SDGs : 12>
- 5\_食品残さ等飼料(エコフィード<sup>※</sup>)の利活用を推進し、本県畜産業の健全な発展と資源循環型社会の構築を推進します。(農林部) <SDGs : 12>
- 6\_3R (Reduce (減らす)・Reuse(再使用する)・Recycle (再生利用する))の徹底並びにリサイクル材・製品の積極活用を目指します。(土木部) <SDGs : 12>

数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
産業廃棄物処理業者基準適合率	97% (R1 年度)	97% (R7 年度)



※ 産業廃棄物最終処分場：産業廃棄物のうち、再利用、再資源化が困難なものを埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体  
 ※ 堆肥：様々な有機物質を原料とし、好氣的発酵によって腐熟させ、成分的に安定化し施用に適する性状にしたものをいう。家畜ふん堆肥は、家畜ふんだけを原料とする場合もあるが、稲ワラ、モミガラ、おが屑等の副資材を混合し、通気性を改善してから堆肥化するのが一般的である。  
 ※ 資源循環型農業：家畜排せつ物由来の堆肥による農地の地力の維持増進や耕種農家から発生する稲わら、もみ殻等の畜産農家での利用などにより資源の循環利用が図られ、地域社会と調和した農業のこと  
 ※ エコフィード (ecofeed) “環境にやさしい” (ecological) や“節約する” (economical) 等を意味する“エコ” (eco) と“飼料”を意味する“フィード” (feed) を併せた造語。食品製造副産物 (醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物) や売れ残った食品 (パンやお弁当等、食品としての利用がされなかったもの)、調理残さ (野菜のカットくずや非可食部等、調理の際に発生するもの)、農場残さ (規格外農産物等) を利用して製造された家畜用飼料のこと

## IV 安全・安心で快適な環境づくり

### これまでの取組

第3次計画では、基本目標IV「安全・安心で快適な環境づくり」の一環として、「広域的汚染への対策の推進」、「発生源対策の推進」、「騒音・振動・悪臭対策の推進」、「海域・河川・湖沼・地下水の水質保全、改善対策の推進」、「発生源対策の推進」、「土壌・地盤環境の保全」、「健全な水環境の確保」、「環境放射線<sup>※</sup>の監視」、「有害物質に対する健康対策の推進」、「化学物質等の環境リスク対策の推進」、「良好な景観の形成と保全」、「歴史的環境の保全」を推進してきました。

- 大気汚染物質<sup>※</sup>の常時監視及びリアルタイムの情報提供を行いました。
- 大気汚染物質高濃度時に注意報発令や注意喚起を行いました。
- 騒音に係る環境基準の類型指定<sup>※</sup>、騒音・振動・悪臭規制地域<sup>※</sup>の指定及び見直しを行いました。
- 環境基本法に基づく類型指定地域における騒音の調査、振動規制法に基づく道路交通振動<sup>※</sup>の調査（市町が実施）と自動車騒音の測定を行いました。
- 大気汚染防止法<sup>※</sup>、水質汚濁防止法や長崎県未来環境条例等に基づき各届出施設への立入検査を実施しました。
- 公共用水域<sup>※</sup>の水質汚濁状況の常時監視を行いました。
- 大村湾及び諫早湾干拓調整池並びに島原半島における各種行動計画等を推進しました。
- 地下水の水質の定期モニタリングを実施しました。
- 有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設<sup>※</sup>への立入検査を実施しました。
- 下水道の普及率が低い市町を中心に浄化槽<sup>※</sup>による污水处理施設<sup>※</sup>の整備促進を図りました。
- 県内市町における焼却施設と廃棄物処理の実態把握及び課題抽出を行いながら、連携体制の強化や広域化処理等も含めた焼却施設の更新・改良等を推進しました。
- ごみの投げ捨て等防止重点地区<sup>※</sup>、喫煙禁止地区<sup>※</sup>、自動販売機設置届出地区<sup>※</sup>について、定期的に巡回指導を行い、違反者に対し指導を実施しました。

### 課題

- 第3次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。
- 一部の公共用水域などで水質目標がいまだに達成されていない状況です。
  - 汚濁負荷量削減のため、生活排水等の処理率向上や工場・事業場に対する指導の徹底などが必要です。
  - 大村湾における水質の改善傾向の維持と湾奥部の水質保全対策が引き続き必要です。
  - 諫早湾干拓調整池における水質保全目標の達成を目指した水質保全対策の継続的取組が必要です。
  - 島原半島における硝酸性窒素等の地下水環境基準<sup>※</sup>達成を目指した窒素負荷低減対策<sup>※</sup>の継続的取組が必要です。

<sup>※</sup> 環境放射線：人間の生活空間に存在する、宇宙からの放射線、自然由来の放射線、人工の放射線など様々な放射線

<sup>※</sup> 大気汚染物質：光化学オキシダントやPM2.5などの大気を汚染する物質

<sup>※</sup> 類型指定：国が定めている生活環境を保全する上での基準を、県や市が所管する地域にあてはめること

<sup>※</sup> 騒音・振動・悪臭規制地域：騒音・振動・悪臭について規制する地域として都道府県知事等が指定する地域

<sup>※</sup> 道路交通振動：自動車が道路を通行することに伴い発生する振動

<sup>※</sup> 大気汚染防止法：工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、水銀等の排出を規制することで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている

<sup>※</sup> 公共用水域：河川、湖沼、海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい水路その他公共の用に供される水路等の総称

<sup>※</sup> 有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設：カドミウム等の有害物質を製造、使用、処理又は液状のものを貯蔵する施設で、水質汚濁防止法施行令で指定された施設のこと

<sup>※</sup> 浄化槽：し尿や雑排水などの汚水を、住宅などの敷地内で処理する污水处理施設

<sup>※</sup> 污水处理施設：し尿や雑排水などの汚水を処理する施設を污水处理施設と言い、下水道や浄化槽などが該当する

<sup>※</sup> ごみの投げ捨て等防止重点地区：文化遺産が存在する地域や自然公園等で、特にごみの散乱防止が必要な地域として未来環境条例で指定された地区

<sup>※</sup> 喫煙禁止地区：文化遺産が存在する地域や自然公園等で、特にたばこの吸殻の散乱防止が必要な公共の場所として未来環境条例で指定された地区

<sup>※</sup> 自動販売機設置届出地区：文化遺産が存在する地域や自然公園等で、屋外の自動販売機設置に配慮が必要な区域として未来環境条例で指定された地区

<sup>※</sup> 地下水環境基準：人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい地下水の水質汚濁に係る基準

<sup>※</sup> 窒素負荷低減対策：適正な肥培管理や家畜排せつ物の適正管理など、地下水の硝酸性窒素等による汚染を防止するための対策

- 散乱ごみ量は年々減少傾向にあります。世界文化遺産等を訪問する観光客も増加していることから、引き続き巡回指導が必要です。
- 長崎県未来環境条例の存在を知らずに喫煙禁止地区で喫煙しているケースが多く見られることから、さらなる制度の普及啓発が必要です。

### 第3次計画の達成状況

第3次計画における主な数値目標の達成状況は、次のとおりです。

数値目標	基準年の値 (基準年)	直近実績値 (年)	達成目標値 (達成年次)
大気環境基準の達成率（県内46測定局で常時監視した大気汚染物質6物質の環境基準達成率の平均値）	78% (H26年度)	88.1% (R1年度)	85% (R2年度)
水質汚濁に係る環境基準（海域COD <sup>※</sup> ）の達成率（海域水質調査地点数に対する環境基準達成地点の割合）	76% (H26年度)	92.1% (R1年度)	85% (R2年度)
污水处理人口普及率 <sup>※</sup>	78.1% (H26年度)	81.7% (R1年度)	85% (R2年度)
市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量【削減目標】	0.397g-TEQ <sup>※</sup> (H26年度)	0.284g-TEQ (H30年度)	0.256g-TEQ (H30年度)
「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合（地区指定前と比較した散乱ごみの割合）【削減目標】	14% (H26年度)	7% (R1年度)	10% (R2年度)

- 生活排水等の処理率向上や工場・事業場への指導の徹底等により、76地点のうち70地点が環境基準を達成し、目標を達成しました。
- 未達成の地点があることから、今後も水質汚濁防止法に基づき環境基準の達成状況や経年変化を把握し、工場事業場の排水を継続して監視する必要があります。
- 令和元年度の污水处理人口普及率は、前年度より0.8%改善されたものの、令和元年度の目標値の97%にとどまっています。
- 未普及対策<sup>※</sup>に必要な国予算を確保し下水道整備を推進するとともに、浄化槽整備を促進することで目標達成を目指す必要があります。
- 平成30年度は、排出基準値を上回る施設はなく、総排出量は前年度より0.055g-TEQ/年減少し0.284g-TEQ/年でしたが、目標達成には至りませんでした。
- ダイオキシン類<sup>※</sup>排出量は近年、0.3g-TEQ/年付近を推移しており、平成9年度における当該排出量実績20.406g-TEQ/年と比較すると、98%の削減を達成している状況です。
- これまで県と各自治体において、長崎県ごみ処理広域化計画（H30年計画終了）に基づく焼却施設の広域化・集約化に取り組んできたほか、老朽化施設の改築や維持管理の徹底により、排出量の更なる低減に努めてきましたが、今後、施設数の大幅な減少は望めないことから、これ以上の削減は困難な状況です。
- ごみの投げ捨てについては、ごみの散乱防止のため巡回指導を実施し、最終年度の目標を達成しました。

※ COD：Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標  
 ※ 污水处理人口普及率：下水道や浄化槽などの污水处理施設を利用できる人の人口に占める割合のこと（污水处理利用可能人口/行政人口）×100  
 ※ TEQ：Toxicity Equivalency Quantity（毒性当量）の略。多くの異性体を持ち毒性の強さが異なるダイオキシン類の毒性を換算した量  
 ※ 未普及対策：行政による下水道の管路整備や住民などが行う浄化槽の設置を推進すること  
 ※ ダイオキシン類：塩素を含む有機化合物の一群で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質として法律で定められたもの

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

## めざす社会の姿

基本目標Ⅳ「安全・安心で快適な環境づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

- ◎ きれいな水と空気が維持され、人の健康や生活環境が確保されている
- ◎ 良好な景観が守られ、県民が快適に暮らせる生活環境が確保されている



めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 環境保健の推進
- 快適で美しいまちの保全

# 1 大気環境の保全

## ① PM2.5 等大気汚染物質対策等の推進

### <施策に係る SDGs のゴール>



### 今後取り組む施策

- 1\_県内の測定局をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を行います。(県民生活環境部)  
<SDGs : 3、11>
- 2\_大気汚染物質の高濃度発生時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱<sup>※</sup>」、「オキシダント注意報発令実施要領<sup>※</sup>」及び「PM2.5 の注意喚起等に係る対応方針」に基づき、情報の提供等迅速に対応します。(県民生活環境部) <SDGs : 3、11>
- 3\_有害大気汚染物質<sup>※</sup>の調査を行います。(県民生活環境部) <SDGs : 3、11>
- 4\_酸性雨<sup>※</sup>測定局において、雨水を採取し、分析を行い、その結果を国や全国の都道府県と共有することにより、生活への影響等を科学的に検証するデータとして蓄積します。  
(県民生活環境部) <SDGs : 3、11>
- 5\_ばい煙発生施設を有する事業所への立入検査を行い排出基準の遵守の徹底を図るとともに、アイドリングストップ<sup>※</sup>やエコドライブの周知などを通じて自動車排出ガスの抑制を進めます。(県民生活環境部) <SDGs : 3、11、12>
- 6\_冷媒<sup>※</sup>としてフロン類<sup>※</sup>が充填されている業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器、カーエアコンの管理の適正化を推進し、大気中へのフロン類の排出抑制を進めます。(県民生活環境部)  
<SDGs : 11、12、13>
- 7\_騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しを行うとともに、市町が実施する騒音・振動・悪臭の環境監視及び規制事務の支援及び調整を行います。  
(県民生活環境部) <SDGs : 3、11>
- 8\_自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、県が測定する必要がある道路について、5年ごとに定点調査を実施します。(県民生活環境部) <SDGs : 3、11>

### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
大気環境基準適合率(県内 39 測定局で常時監視した大気汚染物質 5 物質 (PM2.5、NOx、SOx、SPM、CO) の環境基準適合率の平均値)	87% (H27~R1 年度平均)	87% (毎年度)

<sup>※</sup> 長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱：大気汚染に係る緊急時の措置を円滑に実施するため必要な事項を定めたもの  
<sup>※</sup> オキシダント注意報発令実施要領：オキシダントに関する注意報発令の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めたもの  
<sup>※</sup> 有害大気汚染物質：継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの  
<sup>※</sup> 酸性雨：硫酸酸化物や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が大気中の水分に溶け込み、通常より強い酸性を示す雨になったもの  
<sup>※</sup> アイドリングストップ：自動車の駐停車時にエンジンの稼働を停止すること  
<sup>※</sup> 冷媒：冷蔵庫やエアコンなど機器の中で、熱を温度の低い所から高い所へ移動させるために使用される流体の総称  
<sup>※</sup> フロン類：エアコンや冷蔵庫等の「冷媒」として多くの製品に使用されている物質(炭素やフッ素等の化合物)のことで、温室効果を持つとともにオゾン層を破壊する原因物質でもある

1

## 2 水環境の保全

### ①水環境の保全の推進

#### <施策に係る SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

- 1 公共用水域の常時監視を、健康項目※については 131 地点、生活環境項目※については環境基準点 136 地点で行います。(県民生活環境部) <SDGs : 3、6、14>
- 2 地下水の常時監視のため、33 地点で地下水継続監視調査※を行います。環境基準超過時には、飲用不適を指導するとともに、汚染源が明確な場合、事業所への指導を行います。(県民生活環境部) <SDGs : 3、6>
- 3 工場等の排水基準適合状況等を把握するため、立入検査を実施し、排水基準の遵守とともに、自主的な取組の促進を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 3、6、14>
- 4 閉鎖性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、全窒素・全燐※に係る環境基準を遵守するため、工場・事業場に対して、COD のほかに全窒素・全燐を加えた排水規制など汚濁負荷低減※等の富栄養化※対策を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 3、6、14>
- 5 土壌汚染の状況の把握や、汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の対策を実施することにより、県民の健康の保護を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 3、6>
- 6 地盤沈下の状況(地下水位等)について関係機関を通じて的確に把握します。(県民生活環境部) <SDGs : 6>
- 7 諫早湾周辺地域において、肥料の使用量の削減等の環境保全型農業※の現地実証を行い、環境と調和した農業の実践・定着により、人と環境にやさしい農業の推進と諫早湾干拓調整池の水質保全を図ります。(農林部) <SDGs : 2、3、6>
- 8 諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域に対する農地からの養分負荷低減や島原半島地下水の硝酸性窒素濃度低減のため、有機物等を有効活用した減肥技術※等の確立及び普及を図ります。(農林部) <SDGs : 2、3、6>
- 9 赤潮※発生メカニズムの解明と防除対策に関する研究開発を推進します。(水産部) <SDGs : 14>
- 10 漁場環境の改善を図ります。(水産部) <SDGs : 14>
  - ・藻場機能を有した増殖場の整備を推進するとともに、整備箇所の食害動物駆除を併せて行い、官民が連携した対策を推進します。
  - ・沿岸域の海底耕うんに取り組むとともに漁場の保全を支援します。
  - ・藻場等の保全に取り組むグループの育成・磯焼け回復活動への支援を行います。

※ 健康項目：公共用水域※の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目  
 ※ 生活環境項目：河川、海域などの水の「汚れ」について、物理的な面、生物の生息環境の面からみた水質の環境基準項目  
 ※ 地下水継続監視調査：地下水汚染の継続的な監視等を目的とした調査  
 ※ 全窒素・全燐：富栄養化の程度を表す指標で窒素又は燐の総量  
 ※ 汚濁負荷低減：河川、海域等に流入する陸域から排出される有機物や窒素、燐等の汚濁物質量を削減すること  
 ※ 富栄養化：公共用水域への汚濁負荷物質の流入が高まることで、水中の窒素・燐が必要以上に増え、それを栄養として利用する植物プランクトンが急速に増えること  
 ※ 環境保全型農業：自然循環機能を生かした土づくりや化学肥料の使用量削減等による環境負荷の軽減に配慮した農業を推進すること  
 ※ 減肥技術：圃場に施用する肥料の量を削減する技術で、堆肥等有機物中の養分に応じて施肥量を調整したり、肥料を施用する位置を根の周囲に集中し肥料の利用率を高めることで施肥量を抑えることなどの方法がある  
 ※ 赤潮：水域の富栄養化などにより海水中の微生物が爆発的に増殖し、水色に変化が見られる現象



- 1 11\_漂流油等による汚染のおそれがある場合「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基
- 2 づく関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への助言等を行います。
- 3 (危機管理監) <SDGs : 6、14>
- 4 12\_油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止を図るための負担金を拠出しま
- 5 す。(水産部) <SDGs : 6、12、14>
- 6 13\_水源涵養等の森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進
- 7 します。(再掲) (農林部) <SDGs : 15>
- 8
- 9

**数値目標**

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
水質汚濁に係る環境基準（海域 COD）の適合率 （海域水質調査地点数に対する環境基準適合地点 の割合）	86% (H27~R1 年度平均)	86% (毎年度)
水質汚濁に係る環境基準（海域全窒素及び全磷 <sup>※</sup> ） の適合率（海域水質調査地点数に対する環境基準適 合地点の割合）	71% (H27~R1 年度平均)	71% (毎年度)



**漁場整備のイメージ**

<sup>※</sup> 海域全窒素及び全磷：海域の富栄養化の程度を表す指標で窒素又は磷の総量

②大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善

<施策に関する SDGs のゴール>



今後取り組む施策

- 1\_大村湾が自律的な再生能力を持ち、かつ持続的な活用ができる里海として地域社会の共有財産となるよう、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」づくりに取り組みます。  
(県民生活環境部) <SDGs : 14>
- 2\_諫早湾干拓調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりを総合的に推進します。  
(県民生活環境部) <SDGs : 14>
- 3\_下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を推進します。そのために、市町に対し、必要かつ効果的な支援を行います。なお、富栄養化対策が必要な海域については、下水道施設等において高度処理<sup>\*</sup>対策に取り組みます。(県民生活環境部、水産部) <SDGs : 6、14>

数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
大村湾の水質 (COD75%値平均)	2.0mg/L (R1 年度)	2.0mg/L (毎年度)
諫早湾干拓調整池の水質 (COD75%値平均)	8.6mg/L (R1 年度)	5.0mg/L (R7 年度)

③島原半島の地下水の保全

<施策に関する SDGs のゴール>



今後取り組む施策

- 1\_島原半島地下水の水質保全のため、島原半島窒素負荷低減計画<sup>\*</sup>に基づき、施肥対策、畜産対策などの取組を行います。(県民生活環境部・農林部) <SDGs : 3、6>
- 2\_島原半島地下水の硝酸性窒素濃度低減のため、有機物等を有効活用した減肥技術等の確立及び普及を図ります。(再掲) (農林部) <SDGs : 2、6>

数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
島原半島地下水定期モニタリング調査 (17 地点) における硝酸性窒素等の環境基準超過地点数	8 地点 (R1 年度)	7 地点以下 (R7 年度)

<sup>\*</sup> 高度処理：赤潮などの原因となる窒素や磷の発生を抑制する污水处理システムのこと  
<sup>\*</sup> 島原半島窒素負荷低減計画：島原半島の地下水は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関する環境基準の超過率が県内の他の地域に比べて高い傾向にあり、改善に向けた目標や施策の体系、具体的な窒素低減対策等を取りまとめた計画

1 ④汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進

2 <施策に関するSDGsのゴール>



8 今後取り組む施策

10 1\_一般家庭からの生活排水を浄化するため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を推  
11 進します。(県民生活環境部) <SDGs: 6、14>

12 数値目標

13

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
汚水処理人口普及率	81.7% (R1 年度)	85.6% (R7 年度)

14

15

16

17

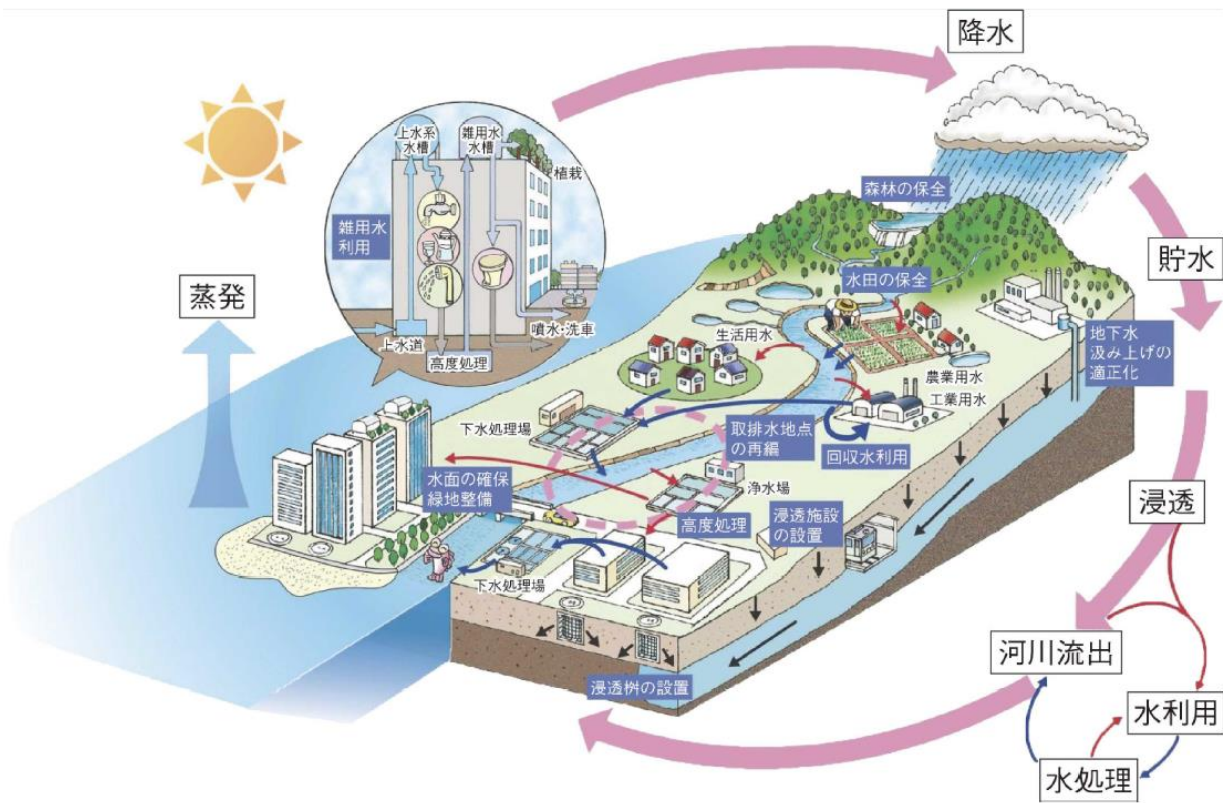
18

19

20

21

22



汚水処理と水循環(出典：内閣官房)

### 3 環境保健の推進

#### ①有害物質に対する健康対策の推進

##### <施策に関する SDGs のゴール>



##### 今後取り組む施策

- 1\_低濃度でも長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質である水銀やホルムアルデヒドなど、環境基準が未設定の新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 3、12>
- 2\_緊急に問題となる化学物質に対しては、本県独自に環境汚染実態調査、発生源調査、健康調査等を実施します。(県民生活環境部) <SDGs : 3、12>
- 3\_PRTR 法<sup>※</sup>に規定されている化学物質を取り扱う事業者の届出を審査集計し、国へ報告するとともに、公表することにより、事業者による自主管理の徹底を図り、化学物質の環境への排出を削減します。(県民生活環境部) <SDGs : 3、12>

##### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン（大気汚染防止法で規定された環境基準がある4物質））環境基準達成率	100% (R1 年度)	100% (毎年度)

#### ②化学物質等の環境リスク対策の推進

##### <施策に関する SDGs のゴール>



##### 今後取り組む施策

- 1\_環境中のダイオキシン類濃度を常時監視することにより、環境基準への適合状況を把握するとともに、排出基準の遵守状況を監視します。(県民生活環境部) <SDGs : 3、12>

##### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
環境中のダイオキシン類調査にかかる環境基準適合率	100% (R1 年度)	100% (毎年度)

<sup>※</sup> PRTR 法：事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律

## 4 快適で美しいまちの保全

### ①良好な景観の形成と保全

#### <施策に係る SDGs のゴール>



#### 今後取り組む施策

- 1\_未来環境条例の規定に違反してサーチライト等を使用することを監視・指導します。  
(県民生活環境部) <SDGs : 3>
- 2\_巡回指導や広報等を通じ、指定したごみの投げ捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機設置届出地区の快適な生活環境づくりを推進します。(県民生活環境部)  
<SDGs : 11>
- 3\_国県道沿線において県が整備した緑地の維持管理を行うとともに、市町や NPO 等が行う緑化事業に対して助成を行い、市町(県民)主体の緑豊かな環境づくりを推進し、地域住民の緑化意識の定着を図ります。(県民生活環境部・土木部) <SDGs : 11、15、17>
- 4\_電線類を地中化することにより、美しい都市景観を形成します。(土木部) <SDGs : 11>
- 5\_都市の景観及び環境の保全、潤いのある生活環境、生物多様性の保全など多面的な機能を持つ都市の根幹的施設である都市公園を維持します。(土木部) <SDGs : 11、15>
- 6\_市町(県民)主体の景観形成への取組に対して技術的・財政的支援を行うことで、美しく長崎らしい景観創出を図ります。(土木部) <SDGs : 11>
- 7\_屋外広告物法<sup>\*</sup>に基づく適正な規制・誘導を実施するとともに、屋外広告業の登録や講習会を通じた意識啓発を促します。(土木部) <SDGs : 11>
- 8\_世界遺産にふさわしい良好な景観の形成と保全を図るために、構成資産周辺における既存法令等を適切に運用していくとともに、事業者・関係部局等との事前協議・調整を行います。  
(関係部局) <SDGs : 11>
- 9\_空家等対策の推進に関する特別措置法<sup>\*</sup>に基づく実態調査や対策計画、除却支援、特定空家<sup>\*</sup>への行政指導等を行う市町に対し、必要となる技術的な助言や情報提供を行い、連携して空き家対策を行います。(土木部) <SDGs : 11>
- 10\_県管理の公共施設(河川、海岸、道路、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進します。(土木部)  
<SDGs : 11、17>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合 (地区指定前と比較した散乱ごみの割合)	7% (R1 年度)	7% (R7 年度)

<sup>\*</sup> 屋外広告物法: 屋外広告物を取り締まるために定めた法律。良好な景観形成・保全、公衆への危害防止を目的としている  
<sup>\*</sup> 空家等対策の推進に関する特別措置法: 平成 27 年 2 月に施行された法律。所有者の義務である空き家の適正管理をしない所有者に対して、市町村が助言、指導、勧告といった行政指導、そして勧告しても状況が改善されなかった場合は命令を出すことができるようになった  
<sup>\*</sup> 特定空家: そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等のこと

## 環境保全のための共通的取組

### これまでの取組

第3次計画では、「環境保全のための共通的取組」の一環として、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「環境保全のための人材育成」、「拠点としての機能を担う体制の整備」、「環境配慮の推進」、「適正な土地利用の推進」、「調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実」、「環境・エネルギー産業の育成」、「公害苦情と公害紛争等の適正処理」を推進してきました。

○県では、県民一人ひとりが環境保全活動や環境教育等に取り組む社会を構築するため、「長崎県環境教育等行動計画<sup>※</sup>」（平成31年3月に「第2次長崎県環境教育等行動計画」に改訂）に基づき、環境アドバイザー制度<sup>※</sup>や環境学習サイト等を活用した環境に関する知識の普及・情報発信、NPOとの協働事業など、学校、地域社会、事業者などが行う環境保全活動や環境教育等に関する取組を支援する事業を推進しました。

○なお、第2次長崎県環境教育等行動計画は、ESD<sup>※</sup>やSDGsなどの新しい視点を踏まえ、学校等の主体ごとの役割を明記し、各人の主体的な取組を促しています。

### 課題

第3次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化と課題が生じています。

○少子高齢化・人口減少の進行により、各地域の環境保全活動の主体となる地域コミュニティや地域経済の弱体化、里地里山、里海等の二次的自然の荒廃、野生鳥獣被害の深刻化など、環境・経済・社会の相互の課題が複雑化しています。

○SDGsやパリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流により、経済や社会のあり方が変化しています。

○近年の異常気象（集中豪雨、台風の大型化、猛暑等）、外来種防除対策、食品ロス削減の推進など社会情勢の変化により、持続可能なライフスタイルの転換が求められています。

○少子高齢化や人口減少等により、自治会によるごみの再資源化推進のための取組が減っています。

○環境・経済・社会が相互に複雑化している課題の解決を図り、持続可能な地域づくりを進める社会システムの構築（県民が一体となった活動拠点等）が必要です。

○県民の地域の環境に対する意識の醸成をさらに高めることが必要です。特に、学校における環境教育の推進、環境保全活動にどう取り組めばいいかわからない層への対応が求められています。

○生物多様性の重要性の理解を深めるためのさらなる普及啓発が必要です。

○自然環境の現状把握と影響評価、施策への活用のため、自然環境基礎データの収集・整備が必要です。

○地球規模の環境問題への県施策の貢献・実績について、県民にわかりやすく効果的な情報発信が必要です。

○新型コロナウイルス感染症を契機として、リモート学習やテレワークなどで在宅時間が増加すると、これに連動して電気使用量や家庭ごみの増加が懸念されることから、これまで以上に一人ひとりの環境保全意識の向上が求められます。

<sup>※</sup> 長崎県環境教育等行動計画：県民、事業者等が環境保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲を増進し、かつ、環境教育を推進するための施策を定めた計画

<sup>※</sup> ESD：Education for Sustainable Development 持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する教育

### 第3次計画の達成状況

第3次計画における主な数値目標の達成状況は、次のとおりです。

数値目標	基準年の値 (基準年)	直近実績値 (年)	達成目標値 (達成年次)
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	64% (H26年度)	53.6% (R1年度)	75% (R2年度)

○身近な環境保全活動に十分に取り組んでいると考えている人の割合が減少しています。近年の地球温暖化による気候変動や、海洋プラスチックごみによる生態系への影響などの環境問題に対する人々の知識や問題意識は高まっていると推測されますが、その反面、何にどう取り組めば良いかわからない、自身の取組が環境保全に寄与しているという実感にとぼしい人が多いと考えられます。

○知識だけでなく実体験を伴う環境学習の実施や指導者の育成等により、県民一人ひとりの身近な行動が、身の回りはもとより地球全体の環境保全につながっているとの認識を深めるとともに、家族や地域の多様な主体による取組を促進するための普及啓発をさらに進めていく必要があります。

### めざす社会の姿

「環境保全のための共通取組」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

◎県民が一体となって環境・経済・社会の相互の課題解決を図る社会システムが構築され、健全で恵み豊かな環境が継承されている



めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 行動と参画・協働の推進
- 各種施策の基盤となる施策の充実



食品ロス削減運動

## 1 行動と参画・協働の推進

### ①持続可能な社会の構築のための環境保全活動の促進や環境教育等の推進

#### <施策に関する SDGs のゴール>



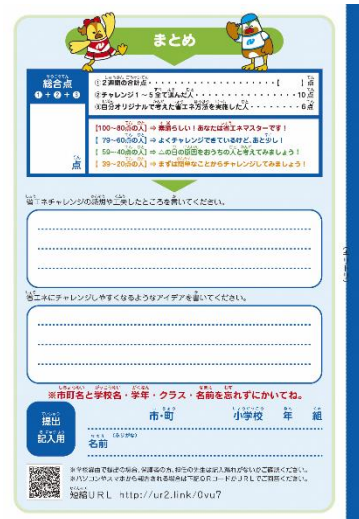
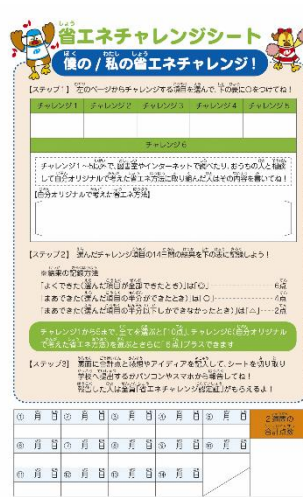
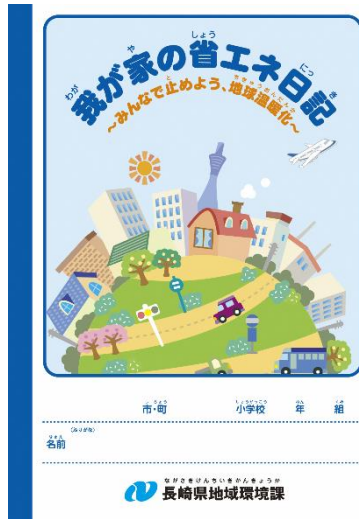
#### 今後取り組む施策

- 1 「環境教育等を通じて目指す人間像」に掲げた人を育成するため、学校現場での取組を支援するとともに、家庭、子どもを通じた環境教育等を継続・充実させていきます。  
(県民生活環境部) <SDGs : 4>
- 2 身近で参加しやすい体験活動を充実させることにより、体験活動等を通じた学びの実践を通して、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指し、様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフスタイルに応じた環境教育を行います。(県民生活環境部) <SDGs : 4>
- 3 長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動し、周りの人と協力しながら取り組む身近な環境保全活動を支援します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、17>
- 4 環境教育等が、あらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれるように、環境意識の浸透を図っている団体同士の連携・協力を促進します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、17>
- 5 人材の育成にあたっては、ESD や SDGs の考え方も活用しながら、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材を育成するため、学校等において環境教育等に取り組む教職員や、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーの育成・確保、資質向上を図る環境アドバイザー制度や研修等を充実します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、17>
- 6 環境教育等に関する情報提供と活動の場、各主体、各世代、各地域が協働する拠点としての機能を担う体制を整備・充実します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、17>
- 7 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていくために、生物多様性の普及啓発等や生物多様性の恵みにふれる場や機会の創出、多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 4、15、17>

#### 数値目標

指標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (H30 年度)	84% (R7 年度)





我が家の省エネ日記(小学4～6年生配布)

## 2 各種施策の基盤となる施策の充実

### ①環境配慮の推進

#### <施策に関係するSDGsのゴール>



#### 今後取り組む施策

- 1\_環境影響評価制度<sup>※</sup>についての理解を広め、開発行為が環境に配慮された上で行われるよう審査、指導を行います。(県民生活環境部) <SDGs : 12>
- 2\_地方機関を含め、全庁的に環境マネジメントシステム (EMS) を運用するとともに、県庁自らが率先して温室効果ガスの排出削減を図るため県庁エコオフィスプラン<sup>※</sup>を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 7、12、13>
- 3\_「環境物品等調達方針<sup>※</sup>」を定め、環境への負荷の低減に資する製品等の調達を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 7、9、12、13>
- 4\_地方機関を含め、全庁的に電気の供給を受ける契約について、入札参加資格の判定に二酸化炭素排出に関する一定の基準を設ける等により、環境に配慮した電力の調達を推進します。(関係部局) <SDGs : 7、12、13>
- 5\_環境に配慮した公共工事の実施に努めます。(関係部局) <SDGs : 12>
- 6\_環境保全協定<sup>※</sup>を締結している事業所について、立入調査を中心に協定事項の遵守状況を確認します。(県民生活環境部) <SDGs : 11、12>
- 7\_化学肥料や農薬を軽減するなどの環境保全型農業を推進し、環境負荷低減へ配慮した農業を実践していく経営体の育成を図るとともに、特別栽培農産物<sup>※</sup>や有機農産物<sup>※</sup>の供給力を高めます。(農林部) <SDGs : 2、12>

<sup>※</sup> 環境影響評価制度:規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業の実施前に、事業者自らが、その事業が環境に与える影響について調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聞き、これらを踏まえて環境の保全のための対策を検討するなどして、その事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度のこと

<sup>※</sup> 県庁エコオフィスプラン:県が温暖化対策に率先して取り組むため、県庁の事務事業に伴い排出される二酸化炭素を削減する計画

<sup>※</sup> 環境物品等調達方針:環境物品等を総合的かつ計画的に調達するため定めたもの

<sup>※</sup> 環境保全協定:環境保全に対する責務を明らかとするとともに、公害等を未然に防止することにより住民の健康を保護しその生活環境及び自然環境を保全することを基本理念として、県、市町及び大規模事業場で締結しているもの

<sup>※</sup> 特別栽培農産物:生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

## ②調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

### <施策に係る SDGs のゴール>



### 今後取り組む施策

- 1\_ 県環境保健研究センターにおいて、多様化、高度化する諸課題に対し、大学や外部研究機関との連携をさらに緊密にしながら、地域課題の技術的解決に向けて取り組みます。  
(県民生活環境部) <SDGs : 9、12、13>
- 2\_ 閉鎖性水域の環境改善を図るため、自然生態系の営みを活用した環境修復技術<sup>※</sup>を体系化して確立します。(県民生活環境部) <SDGs : 9、12、14>
- 3\_ 事業者や地域社会のニーズに応じた産業廃棄物の資源化技術に関する研究に取り組むとともに、民間・大学等との共同研究についても積極的に取り組みます。  
(産業労働部、水産部) <SDGs : 9、12、14>
- 4\_ 赤潮発生メカニズムの解明と防除対策に関する研究開発を推進します。(再掲) (水産部)  
<SDGs : 14>
- 5\_ 環境にやさしい農林業技術を確立します。(農林部) <SDGs : 2>
  - ・ 農作物の養分吸収に応じた施肥法を検討し、環境保全型施肥技術を確立します。
  - ・ 土着天敵<sup>※</sup>、生物防除資材、物理的防除法を活用した防除技術を開発します。
- 6\_ 温暖化への適応技術を開発します。(再掲) (農林部) <SDGs : 2、13>
  - ・ 温暖化に対応した良食味の水稲品種を育成します。
  - ・ 温暖化に対応した柑橘(カンキツ)栽培技術を開発します。
  - ・ 市場性が高く、耐暑性を有するカーネーション品種を開発します。
  - ・ 食味・外観・病害虫抵抗に優れる高品質の暖地二期作用バレイシヨの新品種を開発します。
- 7\_ 「長崎県環境情報システム<sup>※</sup>」に大気や水質に関する新たなモニタリング結果や自然環境に関する情報を追加するなど、システムの充実と利用促進を図ります。(県民生活環境部)  
<SDGs : 3、6、11>
- 8\_ 自然環境の現状把握と影響評価、施策への活用のため、県民や学校教育等と連携した自然環境基礎データの収集・整備を推進します。(県民生活環境部) <SDGs : 12、17>

<sup>※</sup> 有機農産物：種播き又は植え付け前2年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用しない田畑で生産され、遺伝子組換え由来の種苗を使用せず、原則として農薬・化学肥料を使用しないで栽培を行う等、地域環境への負担をできる限り軽減した栽培で生産した農産物

<sup>※</sup> 環境修復技術：開発等により破壊や汚染された自然環境を健全な状態に戻す技術

<sup>※</sup> 土着天敵：地域に生息し農業の害虫等の天敵となる昆虫やその他生物

<sup>※</sup> 長崎県環境情報システム：長崎県が保有する大気、水質、自然環境等に関する情報をWEB上に地図表示等で提供しているシステム

1 ③公害苦情と公害紛争等の適正処理

2 <施策に関する SDGs のゴール>



7

8 今後取り組む施策

9

10 1\_公害苦情については、公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されている市町との連携

11 のもと、適切かつ迅速に処理し、早期解決に努めます。(県民生活環境部)

12 <SDGs : 3、11>

13 2\_公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理に努めま

14 す。(県民生活環境部) <SDGs : 3 >

15 3\_公害健康被害が生じた場合には、汚染者負担の原則に基づき、迅速かつ公正に被害者の救

16 済と健康の確保を図ります。(県民生活環境部) <SDGs : 3 >

17

18 公害苦情の受付件数(県内)

公害の種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大気汚染	203	213	172
水質汚染	134	123	81
土壌汚染	2	1	4
騒音	130	160	135
振動	7	6	7
地盤沈下	1	-	1
悪臭	148	143	119
小計	625	646	519
その他	328	330	340
合 計	953	976	859

## 地域循環共生圏の構築に向けた取組

各基本目標に基づき施策を推進するにあたって、第1章に掲げる地域循環共生圏の考え方を念頭におきながら、地域課題に対応した自立分散型の社会づくりを進めるとともに、それらが相互に補完・連携しながら、相乗効果を発揮して持続可能な取組をしていくことが必要です。

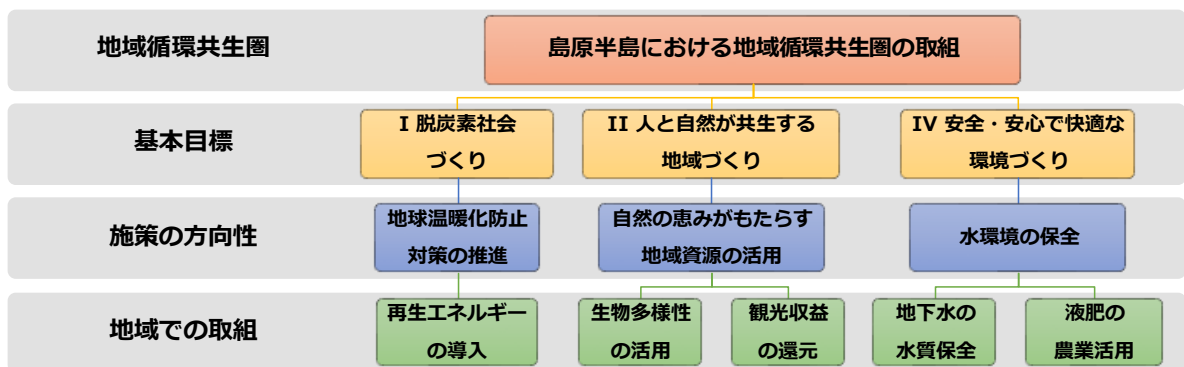
### 本県で想定される取組例

#### ○島原半島における取組

島原半島には、国立公園やジオパーク等の地域資源が存在しております。これら地域資源に対しては、自然環境の保全とともに、雲仙温泉街を中心とした多様なステークホルダー<sup>※</sup>が連携して資源の磨き上げや観光客の受入環境の整備を行うことにより、訪日外国人観光客をはじめとする観光誘客を促進する取組が展開されております。

これらの取組は、環境基本計画の基本目標Ⅱにおける施策方向性の一つである自然の恵みがもたらす地域資源の活用に相当する取り組みといえます。またこれらの取り組みは、地域資源である国立公園、ジオパークを観光誘客に活用し、生物多様性の活用と観光収益の地域への還元により自立・分散型の社会の形成を志向している点において、地域循環共生圏につながる取り組みといえます。

また、島原半島では、地下水の硝酸性窒素濃度を低減するため、窒素濃度に大きく関係する家畜ふん尿を地域資源と捉え、バイオガス発電によるエネルギーの地産地消を進めるとともに、これにより発生した消化液を液肥として再利用する取り組みが行われております。これらの取り組みは、環境基本計画の基本目標Ⅳにおける施策方向性の一つである水環境の保全に相当する取り組みといえます。またこれらの取り組みは、地域資源である家畜ふん尿をエネルギーの創出に活用し、併せて、地下水の水質保全と液肥の地域への還元により自立・分散型の社会の形成を志向している点において、地域循環共生圏につながる取組といえます。



#### 島原半島における取組

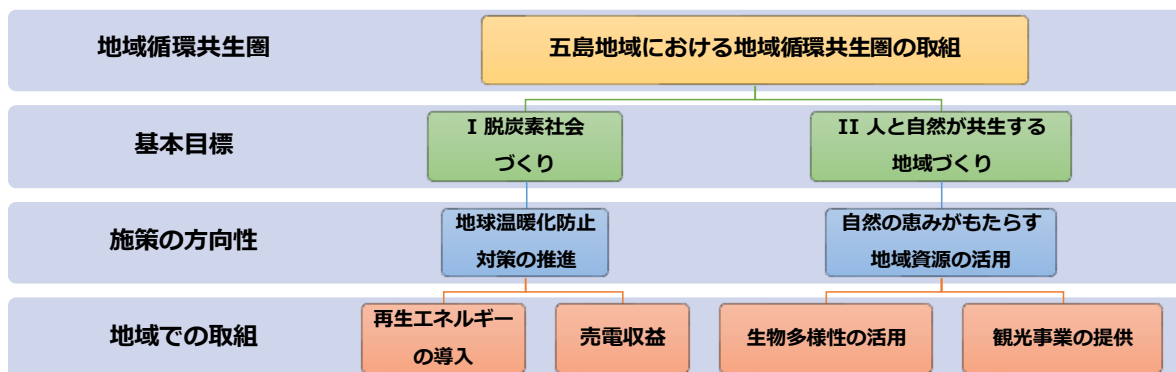
<sup>※</sup> ステークホルダー：企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者

1 ○五島地域における取組

2 五島地域には、四方を海に囲まれた地理的特性を生かし、地域資源である風力・潮流等を用  
 3 いた洋上風力発電や潮流発電などの再生エネルギーの事業化が取り組まれております。これら  
 4 の取り組みは、環境基本計画の基本目標 I における施策方向性の一つである地球温暖化対策  
 5 (緩和策)の推進に相当する取り組みといえます。またこれらの取り組みは、地域資源である  
 6 風力・潮流からエネルギーを創りだし、地球温暖化の防止と売電収益の地域への還元により自  
 7 立・分散型の社会の形成を志向している点において、地域循環共生圏に係る取組といえます。

8 また五島地域には、世界遺産・美しい海・海岸線などの地域資源が存在しております。これ  
 9 ら地域資源に対しては、自然環境の保全とともに、先の地域資源にみられる自然の豊かさを体  
 10 験できる観光サービス事業が展開されており、今後もますますの発展が期待されております。  
 11 これらの取り組みは、環境基本計画の基本目標 II における施策方向性の一つである自然の恵み  
 12 がもたらす地域資源の活用に相当する取り組みといえます。またこれらの取り組みは、島原半  
 13 島と同様に、地域資源である世界遺産・美しい海・海岸線を用いて観光誘客に役立つサービ  
 14 スを開発し、生物多様性の活用と観光収益の地域への還元により自立・分散型の社会の形成を志  
 15 向している点において、地域循環共生圏につながる取り組みといえます。

16  
 17 このような地域循環共生圏につながる取り組みは、資源の相互活用や人材交流等を通じて新  
 18 たな交流が発生することにより、さらに広域的な地域循環共生圏の創成に展開していくことが  
 19 期待できます。



21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29 五島地域における取組



41 世界初のハイブリッドスパー型  
 42 浮体式洋上風力発電



国内初の500kw規模  
 潮流発電機(海底設置型)

地域からはじめよう!

# 環境出前講座

を開催しませんか?



「温暖化について詳しく知りたい」「家庭でも取り組める活動を紹介してほしい」といったご要望がございましたら、各地域の推進員に出前講座の開催を依頼することができます。楽しい教材に子供たちも大喜び!みなさんも環境講座を開いてみませんか?

**無料**

## 主婦向け 家庭でできる省エネ講座

エアコンやテレビ、冷蔵庫など、講座を受けてすぐに実践できる省エネ講座。家計の節約にもなりますよ。

## 子ども向け 環境学習講座でエコまなぼ

ちょっぴり難しい省エネも、ゲームを通して楽しく学べます。省エネは子どもたちから率先してする時代へ。

## 工作編 -大人も子どもも楽しめる- エコバッグづくり

新聞紙を再利用して、エコバッグを作る講座。新聞紙がオシャレなエコバッグに変身しま〜す!

その他にも、様々なテーマに対応した講座が実施可能。



▲イベントに出展の様子



▲新聞エコバッグ

## <<出前講座開催までの流れ>>

### 1 出前講座開催の申し込み

センターのホームページ(<http://nccca.jp>)より申込用紙がダウンロードできます。実施予定日の**1か月前**までに申込書をセンターへ提出してください。

### 2 センターから各推進員へ連絡・日程調整

学習の時間 / 原則午前10時~午後5時までの間90分以内

講師料 / **無料**(講座に必要な材料等を用意していただく場合がございます。)

※曜日、時間等とはご相談ください。なお、諸事情によりご希望に添えない場合がございますが、あらかじめご了承ください。

### 3 出前講座受付確定・実施

出前講座申込者へセンターから実施確定の連絡があり、当日推進員が伺います。

## 開催条件

※開催場所は県内に  
に限ります!

※5人以上から  
開催可能です!



長崎県地球温暖化防止活動推進センター

お問い合わせ

住所:長崎市元船町17-1 公益財団法人ながさき地域政策研究所内  
TEL:095-820-4868 FAX:020-4623-5633 <http://nccca.jp>

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

# 第3章 計画の推進

**計画の推進**

**計画の推進体制**

**県民・事業者の意見の反映**

**広域的連携**

**P D C A サイクル**

## 1 計画の推進

2  
3 本県の恵み豊かな環境を保全し、次世代へ継承していくため、関係部局が相互に連携調整を  
4 図り、この計画に盛り込まれた各種施策を総合的に推進します。

5 さらに、この計画の目標達成のため、庁内組織の横断的体制のもとでの進行管理とともに、  
6 県民、事業者等からの意見を踏まえ、必要に応じ施策の見直しを行います。

## 7 計画の推進体制

8  
9 県は、環境保全に関する重要事項を総合的かつ効果的に推進するため、知事を本部長とし、  
10 各部長を本部員とする「21 長崎県環境づくり推進本部」を庁内に設置しています。この計画  
11 の達成状況や施策の実施状況に関する分析・管理は、21 長崎県環境づくり推進本部において行  
12 うとともに、県環境審議会において、専門的な視点で評価と助言が行われます。

## 13 県民・事業者の意見の反映

14  
15  
16 本計画を実効性あるものにするためには、県民及び事業者が現状を十分認識し、自らのライ  
17 フスタイルを見直すとともに、この環境基本計画の推進に理解を深め、協力していくことが不  
18 可欠です。

19 県では、環境問題に取り組む県民、事業者等との連携を図りながら、本計画の進捗状況や環  
20 境情報の提供を行うとともに、各種主体の役割に応じた活動状況や意見を把握し、行政に反映  
21 させるよう努めます。

## 22 広域的連携

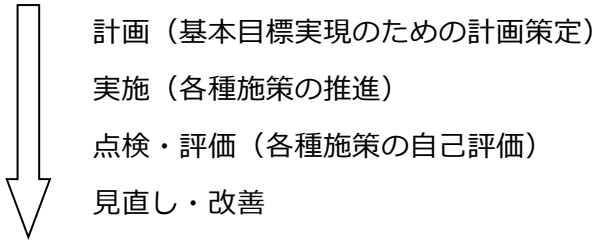
23  
24  
25 県内各地域の環境特性を踏まえ、市町と県、近隣市町間の連携強化に努め、一体となって計  
26 画を推進します。

27 また、地球温暖化対策や漂流・漂着ごみ、PM2.5等の広域的問題については、近隣県、国及  
28 び諸外国と連携を図りながら計画を推進します。特に長崎県環境基本条例の基本理念である地  
29 球環境の保全に資するため、諸外国との一層の連携強化を図ります。



## PDCA サイクル

計画の推進にあたっては、実効性を確保し、効果的なものとするために、



という PDCA<sup>\*</sup>サイクルを繰り返し、計画に組み込まれた個別の施策や事業を推進します。



<sup>\*</sup> PDCA サイクル：Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(見直し・改善)の 4 段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法

1 参考資料 (今回略)

2

(空白ページ)

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23